

教育民生常任委員会会議録

令和5年3月10日(金曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等(6名)	委員長	金澤大輔	副委員長	浅石昌敏
	委員	黒澤一夫	委員	兎澤祐一
	委員	湯瀬誠喜	委員	湯瀬弘充

欠席委員(0名)

事務局出席職員 書記 兎澤周平

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	村木 正幸	健康福祉部長	黒澤 香澄
保健医療専門官 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	村木真智子	教育部長	大里 豊
大湯ストーンサークル館長	花海 義人	市民部次長 兼 市民課長	花ノ木正彦
教育次長 兼 総務学事課長	渡部 裕之	市民課マイナンバー推進監	阿部美沙子
生活環境課長	奈良 洋一	税務課長	成田 匡
税務課政策監 兼 課税班長	館花 新一	税務課収納管理監 兼 収納管理室長	佐藤 京子
福祉総務課長	井上 真	福祉総務課政策監 兼 総務企画班長	阿部 巖祐
すこやか子育て課長	工藤 千秋	すこやか子育て課政策監 兼 こども家庭応援班長	成田 文子
すこやか子育て課政策監 兼 健康づくり班長	児玉 愛子	あんしん長寿課長	成田 真紀
あんしん長寿課政策監 兼 介護予防班長	石川 紀子	総務学事課学事指導管理監	古谷 敦浩
生涯学習課長	古田 渡	スポーツ振興課長	児玉 充
スポーツ振興課政策監	田原 智明	総務学事課主幹 兼 総務班長	大森美佳子
総務学事課指導主事	本館 千春	文化の杜交流館長	成田小百合
市民課副主幹 兼 戸籍年金班長	小館香志美	市民課副主幹 兼 国保医療班長	丸岡 正則
市民課副主幹 兼 支所窓口班長	武藤 妙子	生活環境課副主幹 兼 コミュニティ推進班長	石木田 慎
生活環境課副主幹 兼 環境推進班長	金澤里香子	税務課副主幹	内藤 良富
福祉総務課副主幹 兼 地域福祉班長	藤原美恵子	福祉総務課副主幹 兼 保護班長	大里 透
すこやか子育て課副主幹	齋藤 雅	あんしん長寿課副主幹 兼 高齢者支援班長	田山 公江
総務学事課副主幹 兼 学事指導班長	鈴木 忍	生涯学習課副主幹 兼 社会教育班長	村木 芳
生涯学習課副主幹 兼 文化財振興班長	安保 俊光		

午前10時00分 開会

【開 会】

○金澤委員長 おはようございます。

委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより教育民生常任委員会を開会します。

【委員長あいさつ】

○金澤委員長 本日の会議であります。去る2月28日の本会議において、当委員会に付託された議案16件及び陳情1件について、それぞれ審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

【会議進行に当たっての注意事項】

○金澤委員長 ここで、会議の進行に当たり委員及び職員の皆様をお願いいたしますが、会議記録を作成する関係上、発言の際は、委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願います。また、発言終了後は、マイクスイッチをオフにしてくださいようご協力をお願いします。

なお、私から発言者を指名した際は、説明や答弁の前に、ご自身の所属や氏名について名乗っていただく必要はありません。

委員長の許可がない発言については、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

【所管事項の報告について】

○金澤委員長 それでは、会議次第に従い進めてまいります。

初めに、所管事項の報告を受けます。村木部長。

○村木市民部長 おはようございます。

所管事項の報告であります。次第を進めていただきまして、3ページをお開き願います。

市民部からは3点ございます。

初めに、1のマイナンバーカードの申請・交付状況についてであります。昨日の一般質問に對しまして答弁しておりますが、改めましてご報告いたします。

2月末現在の本市の申請件数率は70.7%、交付枚数率が63.9%であります。

今年度末までにはほぼ全国民に交付するという国の目標には及んでおりませんが、2月末現在の国の交付枚数率は63.5%で、これに比べ、わずかではあります。上回っている状況にあります。

2月末をもちましてマイナポイント申請可能な期間は終了しておりますが、5月までのポイント付与手続を進めてまいりますほか、国では、来年秋には健康保険証との一体化、また、その後の運

転免許証とのひもづけ等が検討されている状況にありますので、社会インフラの整備という観点からも、引き続き、申請・交付に努めてまいります。

次に、2の地方税法改正に伴う国民健康保険税の見直しについてであります。国の令和5年度税制改正大綱における地方税法の見直しにおきまして、国民健康保険税に係る賦課限度額の引上げ等が示されております。今回の見直しは、医療費が増加する中で、所得など負担能力に応じた税の公平性を確保するために行われるものであります。また、(1)の賦課限度額は現行の102万円から104万円へ引き上げ、また、(2)の軽減所得基準は5割軽減、2割軽減、それぞれ記載のとおり引き上げるものであります。

なお、地方税法の改正は3月下旬の公布が予定されておりますので、本市の国民健康保険税条例の一部改正については、専決処分させていただき、4月1日から施行する予定としております。

3点目の令和5年度自治会長会議についてであります。今年度は、5月に3年ぶりに自治会長会議を開催いたしました。来年度、令和5年度におきましても5月中旬に文化の杜交流館コモッセを会場に開催する予定としております。

自治会は、市政運営の重要なパートナーでありますので、会議において、本市が進める施策等、特に自治会活動と関係のあるものについてお知らせいたしますとともに、意見交換させていただくことで、よりよい地域社会の構築につなげてまいりたいと考えております。

以上で、市民部からの報告を終わります。

○**金澤委員長** 大里部長。

○**大里教育部長** 教育委員会関係の所管事項の報告をいたします。

第96回全日本学生スキー選手権大会につきましては、2月23日から26日までの日程で、花輪スキー場において、全国各地から884人の選手をお迎えし、観客を入れて開催いたしました。

期間中は、新型コロナウイルス感染症対策として、観覧場所などの一部制限を設けたほか、開会式や閉会式を簡素化しての大会運営となりましたが、競技団体をはじめ、市民の皆様のご協力により、全日程を終了いたしております。

教育委員会関係は以上です。

○**金澤委員長** 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、市民部の報告事項について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** マイナンバーカードの交付についてちょっと確認したいんですが、実は私ちょっと相談受けているのが、申請に行って写真も撮ってやったんだけど、いまだにこないという方がいらっやって、それどうなってるんだというお話をいただきましたので、その辺どうなってるんでしょ

うか。

○金澤委員長 阿部推進監。

○阿部市民課マイナンバー推進監 マイナンバーカードの申請から、カードが出来上がってくるまでですけども、やはり今全国的にも混んでいるということもありまして、大体1か月半程度かかっているような状況になります。

あと、申請の仕方によっては、郵送された方はもう少しお時間がかかりまして、2か月ぐらいかかっているような状況になっております。（「分かりました。そのようにお伝えしておきます」の声あり）

○金澤委員長 ほかにございませんか。湯瀬誠喜委員。

○湯瀬誠喜委員 同じくマイナンバーカードについてなんですが、昨日の本会議の中でも市役所職員の中ではどれくらいの方が申請されているのかということがあったんですが、60何%でしたっけ。ちょっと正確な数字は忘れたんですが、やはりこれもう少し市役所職員が積極的にこれを進めていかないと、市民の方々へ「さあつくってください。つくってください」ということにはなかなか市民も向いていかないのかという気がしますので。

これ、何か市役所内でそういうパーセンテージを上げるような動きと申しますか、何かそういうことって行われてるんでしょうか。

○金澤委員長 阿部推進監。

○阿部市民課マイナンバー推進監 総務課と協議をしまして、職場でも取得しやすいようにということで、出張申請というような形で申請の受付とかをさせていただいております。

今後につきましても、また総務課のほうと協議しながら進めていきたいと思っております。

○金澤委員長 湯瀬誠喜委員。

○湯瀬誠喜委員 とにかく職員の方々からこれパーセンテージを上げてもらわないと、なかなか市民の方々がついてこないのかなというふうな感じがしますので、どうぞそこはみんな一丸となつて、まず職員の方々からよろしくお願ひしたいと思います。

○金澤委員長 ほかにございませんか。湯瀬弘充委員。

○湯瀬弘充委員 同じくマイナンバーカードなんですけども、まず、交付のその割合として、国のほうで、結局、たしかこれ努力義務ですよ、つくるのは。なぜその義務化をしてないのかっていう理由は分かりますか。

○金澤委員長 阿部推進監。

○阿部市民課マイナンバー推進監 やはり周りからも義務づけしないのかっていう話は出ているよ

うですけども、国はやはりあくまでも任意での申請でというところで進めているところです。

はっきりとした理由までは、すみません、把握できてないです。

○金澤委員長 ほかにございませんか。兎澤委員。

○兎澤委員 ちなみに、ここの中にいる人は全員ですよ。

○金澤委員長 村木部長。

○村木市民部長 大変すみません。個人情報に関わりますので、その質問にはお答えできません。

○金澤委員長 ほかにございませんか。浅石委員。

○浅石委員 今まで70%ってなってますけども、マイナンバーカードの。例えば老人施設とかなんかに行って、出前っていうかな、そういうのもやられてるんですか。

○金澤委員長 阿部推進監。

○阿部市民課マイナンバー推進監 今、コロナの関係もありまして、ちょっと施設に入っていくということができておりませんので、今後、状況が変われば、そちらのほうにも声をかけていきたいと考えております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ほかにないようですので、次に教育委員会の報告事項について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ほかにないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

【案件】

○金澤委員長 次に、案件に入り、(1)付託事件の審査を行います。

初めに、議案第9号鹿角市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 議案第9号鹿角市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

議案書の32ページをお願いします。

提案理由ですが、感染症まん延時の業務継続の課題や、子供が巻き込まれる事故の発生を受け、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等が施行されたことに伴い、安全計画等の策定等及び自動車を運行する場合の所在の確認を定める等の必要があるため条例を

改正するものです。

次のページをお願いします。

改正内容についてですが、第6条の2は、第1項から第4項において安全計画を策定することに加え、計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な研修や訓練、さらには保護者への説明の実施を義務づけること等によりその実効性を確保することなどについて定めます。

第6条の3は、利用者の移動のために自動車を運行する場合において、点呼等により利用者の所在確認を行うことを義務付けると定めます。

次のページをお願いします。

第12条の2では、感染症や非常災害の発生時における利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定するとともに計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な研修や訓練の実施について努力義務として定めます。

第13条は、感染症または食中毒の予防及びまん延防止のため、必要な措置を講ずる努力義務に関して規定したのですが、講ずるべき措置の内容について研修や訓練を定期的実施するといった具体的な内容に改めるものです。

次のページをお願いします。

附則として、第1項で、この条例は、令和5年4月1日から施行するものとします。

第2項で、経過措置として、令和6年3月31日までの間、安全計画の策定等に関する第6条の2の規定については、努力義務とすることと定めます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** この条例の中に安全計画という項目と、それから業務継続計画というのが——まあこれ努力義務ということであるんですが、これ実際鹿角市では作成してあるのかどうか。確認。

○**金澤委員長** 成田政策監。

○**成田すこやか子育て課政策監 兼 こども家庭応援班長** 放課後健全育成事業につきましては、子ども未来事業団と愛生会に事業を委託しております。

事業を委託している2つの事業所に対しましては、計画まではいきませんが、運営に当たってのマニュアル等をつくっていただき、保護者の方にも周知を図りながら運営していただいているところです。

今回の条例の改正によりまして、安全計画というものを市で策定し、それを示しながら進めてい

きたいというふうに考えております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 じゃあ、今後これからつくるという考え方でいいわけですね。

○金澤委員長 成田政策監。

○成田すこやか子育て課政策監 兼 こども家庭応援班長 はい。そのように考えております。（「分かりました。よろしく願います」の声あり）

○金澤委員長 ほかにございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○金澤委員長 ほかにないので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○金澤委員長 ほかにないので、これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第10号鹿角市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 議案第10号鹿角市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

ページは36ページをお願いいたします。

提案理由ですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、安全計画等の策定等及び自動車を運行する場合の所在の確認を定める等の必要があるため条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

改正内容についてですが、第6条は保育所等との連携についての規定ですが、今回の改正で第7条の3第2項として新たに追加する自動車を運行する場合の児童の所在確認のための装置の設置に関する規定については、家庭的保育事業者のうち、居宅訪問型保育事業者については連携が不要となるため連携を除外する条項に当該条項を追加するものです。

第7条の2は、第1項から第4項において、安全計画を策定することに加え、計画内容の職員間

の共有や体制確保、定期的な研修や訓練、さらには保護者への説明の実施を義務づけること等によりその実効性を確保することなどについて定めます。

第7条の3は、児童の移動のために自動車を運行する場合の所在の確認について規定するものですが、第1項には、点呼等により児童の所在確認を行うことを、第2項には、児童の見落としを防止するブザー等の装置の設置について、それぞれ義務づけを行う規定を追加するものです。

第10条は、家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を定めるものですが、現行上、保育室及び各事業所に特有の設備並びに保育に直接従事する職員については、他の施設等の職員と兼務することができないとされておりましたが、必要な保育士数や面積を確保することを前提に、保育に支障が生じない場合に限り、職員の兼務や設備の共用を可能とするよう改めるものです。

第13条は、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定ですが、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童虐待の防止の観点から懲戒に関する規定が削除されたことを受け、本規定を削除するものです。

第14条は、感染症または食中毒の予防及びまん延防止のため、必要な措置を講ずる努力義務に関して規定したのですが、講ずるべき措置の内容について、研修や訓練を定期的実施するといった具体的な内容に改めるものです。

次のページをお願いします。

附則として、第1項、施行期日ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行するものとします。ただし、第13条の懲戒権に関する削除の規定については公布の日からの施行とします。

第2項、経過措置として、第7条の3第2項の児童の移動を目的とした自動車への見落とし防止装置の設置について、困難な事情がある場合について、令和6年3月31日までの間、他の措置により所在確認を行うことと規定するものです。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** 実際にこの送迎バス等を運行している施設というのは、どのくらいあるのでしょうか。市内は。

○**金澤委員長** 成田政策監。

○**成田すこやか子育て課政策監 兼 こども家庭応援班長** 送迎のためのバスとしましては、市内では鹿角カトリック幼稚園、1園のみとなっております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 これは確認のためのブザーとか、いろいろ設備しなきゃならないですが、そういう場合の補助とかそういうのっていうのは市のほうで考えていらっしゃるんですか。

○金澤委員長 成田政策監。

○成田すこやか子育て課政策監 兼 こども家庭応援班長 国の補助事業がありまして、幼稚園は県から直接補助金が出ることとなっておりますので、園が直接県のほうに申請手続等を進めることになります。（「はい、ありがとうございます。」の声あり）

○金澤委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○金澤委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○金澤委員長 ほかにないようですので、これより採決いたします。

議案第 10 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 10 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 11 号鹿角市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 議案第 11 号鹿角市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

ページは 41 ページをお願いいたします。

提案理由ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、懲戒権に関する規定を削除するため条例を改正するものです。

改正内容についてですが、民法等の一部を改正する法律の施行により、児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されていると指摘のある親権者の懲戒権に係る規定が削除され、児童福祉法等における監護教育に関する規定についても同様の措置が講じられました。

これを受け、本条例における第 26 条の懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものとします。

以上で、議案第 11 号の説明を終わります。

○金澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。兎澤委員。

○兎澤委員 これ懲戒権そのものというのは、誰の権利だったものなんですか。ちょっと分かりにくくて。

○金澤委員長 成田政策監。

○成田すこやか子育て課政策監 兼 こども家庭応援班長 民法第 822 条になりますが、そちらのほうで懲戒権というものが規定されておりました。「親権を行うものは、民法第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができる」という規定でございました。

ただ、懲戒することができるということで、児童虐待を必要な範囲でやりましたと口実にしたりとか、懲らしめ戒めるといふ強力な権利であると、そういった印象を受けるものですので改正されたものです。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 これなくなってほかにこれを補完するものっていうか、何かそういう条例とかそういうのはあるんでしょうか。

○金澤委員長 成田政策監。

○成田すこやか子育て課政策監 兼 こども家庭応援班長 改正ではないですが、民法の第 820 条で監護教育権というものがあります。そちらのほうは、「親権を行うものは、子の利益のため子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定されております。

また、新たに民法第 821 条において監護及び教育の場面で遵守されるべき総則的な規律を規定しており、子の人格を尊重、子の年齢及び発達に配慮、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁止しておりますので、そちらのほうで補完されると思います。

○金澤委員長 ほかにございませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ほかにないようですので、これより採決いたします。

議案第 11 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 12 号鹿角市百歳長寿祝金等支給条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。成田課長。

○**成田あんしん長寿課長** 43 ページをお開き願います。

議案第 12 号鹿角市百歳長寿祝金等支給条例の一部改正について説明します。

提案理由ですが、百歳長寿祝金の支給方法に対応した支給時期を規定するため条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

改正の内容は、第 4 条で規定する支給時期について「誕生の日に支給する」としてありますが、対象者の希望により口座振込をする場合には、休日を除く誕生日以降の支給にも対応するため、規定を改めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行します。

以上で、議案第 12 号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。湯瀬誠喜委員。

○**湯瀬誠喜委員** 周りの方々が手を上げろって言うから。

この支給なんですけど、幾らくらいの支給になっているんでしょうか。

○**金澤委員長** 田山班長。

○**田山あんしん長寿課副主幹 兼 高齢者支援班長** 施設に入所されている方は 10 万円。在宅の方は 20 万円支給しております。（「随分安いな」の声あり）

○**金澤委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**金澤委員長** ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**金澤委員長** ほかにないようですので、これより採決いたします。

議案第 12 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 13 号鹿角市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。花ノ木次長。

○花ノ木市民部次長 兼 市民課長 45 ページをご覧いただきたいと思います。

議案第 13 号鹿角市国民健康保険条例の一部改正について説明いたします。

提案理由ですが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を改定するため条例を改正するものです。

46 ページをご覧ください。

鹿角市国民健康保険条例の一部を改正する条例案です。

第 4 条は、出産育児一時金について規定しておりますが、出産育児一時金の額、40 万 8,000 円を 48 万 8,000 円に改めます。

附則として、第 1 項では、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

第 2 項では、経過措置としてこの条例の施行の前に出産した者の出産育児一時金に係る給付については、なお従前の例によるものです。

以上で議案第 13 号の説明を終わります。

○金澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。兎澤委員。

○兎澤委員 今、出産って一般的にどれくらいかかっているものなんですか。分かりますか。

○金澤委員長 児玉政策監。

○児玉すこやか子育て課政策監 兼 健康づくり班長 国でまとめた令和 3 年度の資料になりますけれども、秋田県において 42 万 7,650 円と平均でなっております。

○金澤委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ほかにないようですので、これより採決いたします。

議案第 13 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 14 号鹿角市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。花ノ木次長。

○花ノ木市民部次長 兼 市民課長 47 ページをご覧ください。

議案第 14 号鹿角市国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。

提案理由ですが、国民健康保険事業運営の財政状況を鑑み、税負担の適正化を図り、将来にわたる安定的な運営を目指すため改正するものです。

48 ページをご覧ください。

鹿角市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案です。

初めに、第 4 条から第 6 条は基礎課税額の所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額について規定するものですが、所得割額、被保険者均等割額をそれぞれ 100 分の 6.6、2 万円に、世帯別平等割額及び特定世帯、特定継続世帯の額をそれぞれ 1 万 3,500 円、6,750 円、1 万 125 円に改めます。

49 ページをご覧ください。

第 7 条から第 9 条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額について規定するものですが、所得割額、被保険者均等割額をそれぞれ 100 分の 3.1、9,000 円に、世帯別平等割額及び特定世帯、特定継続世帯の額をそれぞれ 6,100 円、3,050 円、4,575 円に改めます。

50 ページをご覧ください。

第 10 条及び、第 11 条は、介護納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額について規定するものですが、所得割額、被保険者均等割額をそれぞれ 100 分の 2.4、1 万円に改めます。

第 24 条は国民健康保険税の減額について規定するものですが、第 1 項では、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の減額について、第 1 号では、7 割軽減に係る減額について、52 ページをご覧ください。

第 2 号では、5 割軽減に係る減額について、53 ページをご覧ください。

第 3 号では、2 割軽減に係る減額について、それぞれの所得金額に応じた被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減額を改めます。

54 ページをご覧ください。

第 2 項では、さらに、世帯内に未就学児がある場合における被保険者均等割額の減額について、各号に掲げる軽減額を改めます。

55 ページをご覧ください。

附則として、第 1 項では、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

第 2 項では、適用区分として改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分

の国民健康保険税に適用し、令和4年度分までの国民健康保険税はなお従前の例によるものです。

以上で議案第14号の説明を終わります

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** ちょっとすみません。これ金額を確認してみたら、どっちかというとな第3条の2項ないし3項の後期高齢者と言われる方々の負担が増えているような感じが私すごくしてるんだけど、その辺の状況って、なぜこのような形で変さらになったのか教えてください。

○**金澤委員長** 丸岡班長。

○**丸岡市民課副主幹 兼 国保医療班長** 今兎澤委員のご質問にありました部分ですが、これはあくまでも後期高齢者のほうに支援するお金となりますので、後期高齢者の方の負担ではありません。（「ああ、そうなの。分かりました。ありがとうございます」の声あり）

○**金澤委員長** ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**金澤委員長** ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**金澤委員長** ほかにないようですので、これより採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第15号鹿角市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。成田課長。

○**成田あんしん長寿課長** 56ページをお開き願います。

議案第15号鹿角市介護保険条例の一部改正について説明します。

提案理由ですが、介護認定審査件数の減少に伴い、鹿角市介護認定審査会の委員の定数を改めるため条例を改正するものです。

認定審査に係る要介護認定の有効期間は、原則、新規申請の場合は6か月、更新の場合は12か月となりますが、高齢化の進展による認定申請数の増加に伴い、事務負担を軽減するため段階的に有効期間が見直されております。これにより市町村が申請者の状態に応じて、設定することのできる有効期間の範囲が改められ、新規の場合は最長12か月、更新の場合は48か月まで延長すること

が可能となり、審査件数が減少していることから、審査会の委員定数を見直すものです。

次のページをお願いします。

改正の内容は、第2条委員の定数について、18人を15人以内に改めます。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行します。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** 今介護認定の業務っていうのはスムーズにいつているものかどうかと、これ認定日と
かって月1回とか何か月に1回とかって、たしか決まっていた気がするんだけど、その辺の状
況ってどうなってますか。

○**金澤委員長** 田山班長。

○**田山あんしん長寿課副主幹 兼 高齢者支援班長** 介護認定に関しては、今現在はスムーズに進ん
でおります。

認定日というのは、介護認定審査会の日ということでよろしいでしょうか。大体1週間に1回開
催で、月としては3回から4回開催で進めております。

○**金澤委員長** 兎澤委員。

○**兎澤委員** これ18人を15人に少なくする範囲で、何人かで認定するのをロールして決めてるか
とは思いますが、実際に団塊の世代の方々、2025年問題とかいろいろある中で、これ認定のす
る方の定数を減らしても大丈夫なのかどうかっているのをちょっと心配してるんですが、その辺
はいかがでしょうか。

○**金澤委員長** 田山班長。

○**田山あんしん長寿課副主幹 兼 高齢者支援班長** 今現在18人おまして、3部会制で6人ずつ交
代で審査会を開催しております。

最低参加人数は、1回の審査で4人になりますので、6人全員参加ということではなく交代制で
行っております。

審査会の件数も、ピーク時は月5~6回開催でしたが、今現在は1回の審査で大体40人くらい審
査しますが、月3~4回程度の開催まで減少し、委員の負担も減ってきているということで、人数
を減らすこととしております。

今後ですけれども、後期高齢者の人数は増えてますが、介護保険事業計画の推計では、介護認定の
人数は、大きく上昇しないものと推計しております。そのため介護予防の取組を進めておりますの

で、介護認定になる方をできるだけ減らすように鹿角市は頑張っておりますので、今後もあまり上昇しないものと推計しております。（「ありがとうございます」の声あり）

○**金澤委員長** ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**金澤委員長** ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**金澤委員長** ほかにないようですので、これより採決いたします。

議案第 15 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 16 号鹿角市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。花ノ木次長。

○**花ノ木市民部次長 兼 市民課長** 58 ページをご覧ください。

議案第 16 号 鹿角市印鑑条例の一部改正について、説明いたします。

提案理由ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されることに伴い、多機能端末機を利用した印鑑登録証明書の申請手続における個人番号カードの利用者証明用電子証明書の整理及び移動端末設備の利用を新たに定義するため、条例を改正するものです。

59 ページをご覧ください。

鹿角市印鑑条例の一部を改正する条例案です。

第 15 条は、印鑑登録証明書の交付について規定するものですが、第 3 項において、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に改め、「又は」として、電気通信事業法に規定する移動端末設備を用いることを新たに規定します。

附則として、この条例は公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものです。

以上で議案第 16 号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** この印鑑証明そのものがコンビニとかで取れるという意味ですか。そうでなくて、ほか

に何かあるんですか。

○金澤委員長 小館班長。

○小館市民課副主幹 兼 戸籍年金班長 印鑑証明はこれまでもコンビニのマルチコピー機を使って取得することは可能だったんですが、スマートフォンでもマイナンバーカードの機能をつけることができるようになり、それに合わせて名称を個人番号カード用利用者証明書と、あと、もう一つが、移動端末設備用利用者証明用電子証明書。この2つになるということで、2つ目を追加する形になります。

○金澤委員長 花ノ木次長。

○花ノ木市民部次長 兼 市民課長 簡潔に言いますと、今後スマートフォンでの利用を想定してますので、それに対応した改正をするということです。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 例えばスマートフォンで自分がダウンロードして——ダウンロードっていうか取得して、それを自分の印刷機でやることはできるってことですか。

○金澤委員長 花ノ木次長。

○花ノ木市民部次長 兼 市民課長 利用イメージですけども、あくまでもコンビニのマルチコピー機にスマートフォンをかざして利用すると、そういうイメージです。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ほかにないようですので、これより採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第16号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第23号令和4年度鹿角市一般会計補正予算(第16号)中、歳出2款1項13目諸費、2項市民共働費、3款民生費、4款1項4目環境保全対策費、2項清掃費、10款教育費を議題いたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、説明をお願いします。花ノ木次長。

○花ノ木市民部次長 兼 市民課長 それでは 16 号補正予算書の 21 ページをご覧ください。

2 款 1 項 13 目、諸費、コード 0110 返還金、マイナンバーカード交付事務費補助金返還金 1 万 3,000 円の追加は、令和 3 年度分のマイナンバーカード交付事務費の確定による返還金です。

その下の子どものための教育・保育給付費交付金返還金とその下の子ども・子育て支援事業費補助金返還金は、いずれも令和 3 年度の実績確定に伴い、国・県に対し返還するものです。

その下、2 款 2 項、市民共働費、2 目生活安全対策費、コード 0401 地域公共交通維持確保対策事業の 10 万円の減額は、市内タクシー事業所への原油高騰対策として、事業所が所有するタクシー車両 1 台当たり 5 万円を原油高騰対策公共交通事業者支援金として支援したのですが、事業費の確定により減額するものです。

2 款については以上です。

○金澤委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 22 ページをお願いいたします。

続きまして、3 款民生費について説明いたします。

3 款 1 項 1 目の社会福祉総務費は、財源更正によるものです。

3 款 1 項 6 目、後期高齢者医療費 173 万 1,000 円の減額ですが、秋田県後期高齢者医療広域連合事務費負担金の確定により減額するものです。

3 款 2 項 1 目、児童福祉総務費のコード 0101 児童福祉事務費の結婚・子育て支援特別資金利子補給費補助金と、その下の結婚・子育て支援特別資金返済支援補助金については、補助対象者が要件に該当しなくなったため、合わせて 31 万 3,000 円を減額するものです。

3 款 2 項 2 目、児童措置費のコード 0201 認可保育園費の認可保育園保育委託料は、私立保育園に対する保育委託料で、令和 4 年度人事院勧告に伴う国家公務員給与増額改定を踏まえ、改定された公定価格による実績見込みにより 460 万 4,000 円を増額するものです。

3 款 5 項 1 目の災害救助費ですが、説明欄コード 0110 災害救助費の、通信運搬費 5,000 円の減額と、大雨災害し尿処理費助成金 50 万 9,000 円の減額は、昨年 8 月に発生した大雨災害により、住宅敷地内の便槽などへの浸水被害のあった世帯 21 世帯に対し、衛生上の観点からくみ取に要した費用の全額を支援したのですが、補助実績の確定に伴い減額するものです。

被災住宅復旧工事費助成金 243 万 3,000 千円の減額は、被災住宅の住宅復旧に係る工事費の 20%、上限 10 万円という内容で支援したのですが、補助実績が 7 世帯に確定したことにより減額するものです。

23 ページをお願いいたします。

災害見舞金 45 万円の減額は、床上浸水となった 18 世帯に見舞金を支給したのですが、支給実績の確定に伴い減額するものです。

○金澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境課長 4 款の説明になりますので、23 ページそのままをお願いいたします。

中段、4 款 1 項、保健衛生費であります。4 目環境保全対策費の説明欄コード 0205 環境保全対策事業 89 万 1,000 円の減額については、年 1 回実施している自動車騒音や一般環境騒音調査などの法定調査に伴う環境調査委託料の確定により減額補正するものです。

次に、4 款 2 項、清掃費でありますけれども、2 目塵芥処理費の説明欄コード 0105 鹿角広域行政組合負担金(ごみ処理費)900 万 4,000 円の減額については、交付税確定による小坂町との特別負担金の調整に伴い減額補正するものです。

その下の説明欄コード 0305 不燃物投棄場管理費 97 万 8,000 円の減額については、尾去沢の市不燃物投棄場施設管理委託料の確定に伴い減額補正するものです。

24 ページをお願いします。

上段、3 目、し尿処理費の説明欄コード 0101 鹿角広域行政組合負担金、し尿処理費の 277 万 2,000 円の減額につきましては、使用する薬剤の減量などに伴い、し尿処理費負担金を減額するものです。

4 款は以上になります。

○金澤委員長 渡部次長。

○渡部教育次長 兼 総務学事課長 次に教育委員会関係について説明いたします。

29 ページをお願いします。

1 番上の 10 款 2 項 1 目の学校管理費及びその下、3 項 1 目の学校管理費 I C T 活用教育事業 319 万 4,000 円の減額と、256 万円の減額であります。I C T 支援員に係る委託料の実績見込みによるものと、教材備品購入費は電子黒板の入札請差によるものであります。

その下の 5 項 3 目、文化財保護費コード 0216 文化財保存活用地域計画策定事業 259 万 8,000 円の減額は、普通旅費などのそれぞれの経費の実績見込みによるものであります。

次のページをお願いいたします。

5 項 4 目、図書館費コード 0530 十和田図書館整備事業 996 万円の減額は、実施設計委託料の実績等によるものであります。

以上で説明を終わります。

○金澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。初めに、2 款 1 項 13 目、諸費

について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**金澤委員長** ないようですので、次に、2款2項、市民共働費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**金澤委員長** ないようですので、次に、3款、民生費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**金澤委員長** ないようですので、次に、4款1項4目、環境保全対策費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。兔澤委員。

○**兔澤委員** さっき自動車騒音の調査って言いましたけども、場所ってどの辺——って住宅地なんでしょうけども、どの辺で調査なさったのでしょうか。

○**金澤委員長** 金澤班長。

○**金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長** 令和4年度の調査場所ですけれども、2か所ありまして、国道282号、十和田わくわく児童クラブ前の付近と2か所目があんとらあ付近の高井田住宅前で騒音調査を実施しております。

○**金澤委員長** 兔澤委員。

○**兔澤委員** 調査結果とかって分かります。

○**金澤委員長** 金澤班長。

○**金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長** 令和4年度の検査結果でありますけども、十和田地区は昼67デシベル、夜60デシベル。2か所目の高井田住宅のほうにつきましても、昼69デシベル、夜62デシベルで調査結果については問題ありません。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**金澤委員長** ないようですので、次に、4款2項、清掃費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。浅石委員。

○**浅石副委員長** 23ページの広域行政組合負担金の900万円という実績ということなんですけども、私広域行政の議員もやってますんで、覚えたいので教えてください。

当初よりもごみの量が減ったから、こういう下がったっていうふうな見方で良いんですか。

○**金澤委員長** 奈良課長。

○奈良生活環境課長 そうではなくて、国から鹿角市と小坂町にそれぞれ交付税措置がされています。その金額が確定しますと、ごみ処理費の総額に案分がされますが、当初予算に計上している額は前年の実績を勘案して予算措置しているので、国の交付税が確定した段階で、市と小坂町でもともと予算計上していた金額とのずれが生じます。そのずれを調整するための特別負担金ということで調整します。今年鹿角市では前年実績の予算額よりも低い額となったので、下がったということになります。（「休憩お願いします」の声あり）

○金澤委員長 暫時休憩いたします。

午前 10 時 59 分 休憩

○

午前 11 時 01 分 再開

○金澤委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○金澤委員長 ほかにないようですので、次に、10款、教育費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。湯瀬委員。

○湯瀬誠喜委員 29 ページの I C T 活用教育事業ですね、小学校とか中学校があるわけですが、電子黒板 1 台の単価と台数、鹿角市内で大体どのくらいの台数を設置されたのか教えていただきたいと思います。

○金澤委員長 鈴木班長。

○鈴木総務学事課副主幹 兼 学事指導班長 電子黒板の台数なんですけども、今回購入しましたのが、小学校が 21 台、中学校が 24 台となります。1 台当たり 50 万円程度となっております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○金澤委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○金澤委員長 ほかにないようですので、これより採決いたします。

議案第 23 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 23 号中、当常任委員会所管の補正予算は、原案のと

おり可決すべきものと決します。

次に、議案第 24 号令和 4 年度鹿角市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。花ノ木次長。

○花ノ木市民部次長 兼 市民課長 40 ページをご覧ください。

議案第 24 号令和 4 年度鹿角市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について説明いたします。

債務負担行為を設定するものですが、第 1 条として、債務負担行為をすることができる事項は、第 1 表債務負担行為によります。

41 ページをご覧ください。

第 1 表ですが、令和 5 年度当初から業務を円滑に行うため、3 月中に契約を行う必要があることから、記載の 2 件について設定するものです。

以上で議案第 24 号の説明を終わります。

○金澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○金澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○金澤委員長 ほかにないようですので、これより採決いたします。

議案第 24 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 24 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 25 号令和 4 年度鹿角市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。花ノ木次長。

○花ノ木市民部次長 兼 市民課長 45 ページをご覧ください。

議案第 25 号令和 4 年度鹿角市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)について説明いたします。

債務負担行為を設定するものですが、第 1 条として、債務負担行為をすることができる事項は、

第1表債務負担行為によります。

次の46ページをご覧ください。

第1表ですが、令和5年度当初から業務を円滑に行うため、3月中に契約を行う必要があることから、記載の1件について設定するものです。

以上で議案第25号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ほかにないようですので、これより採決いたします。

議案第25号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第25号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第26号令和4年度鹿角市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。成田課長。

○**成田あんしん長寿課長** 50ページをお開き願います。

議案第26号令和4年度鹿角市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について説明します。

第1条債務負担行為の追加は、第1表債務負担行為補正による。

次のページをお願いします。

第1表債務負担行為補正は、令和5年度当初から業務を円滑に行うため、3月中に契約を行う必要がある8業務を追加するもので、限度額は記載のとおりであります。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ほかにないようですので、これより採決いたします。

議案第 26 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第 26 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 29 号令和 5 年度鹿角市一般会計予算中、歳入 1 款市税、歳出 2 款 2 項市民共動費、3 項徴税費、4 項戸籍住民基本台帳費、3 款民生費、4 款 1 項保健衛生費、2 項清掃費、7 款 1 項 3 目消費者行政推進費、10 款教育費、11 款 3 項文教施設災害復旧費を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、説明をお願いします。成田課長。

○**成田税務課長** 議案第 29 号令和 5 年度鹿角市一般会計予算についてご説明いたします。

当初予算書の 16 ページをお開き願ひます。

はじめに歳入 1 款の市税です。

1 項 1 目の個人市民税は、およそ 8 割を占める給与所得の増加を見込み、前年度比 1%増となる 9 億 9,362 万 4,000 円、同じく 2 目の法人市民税は、原材料価格の高騰や物価上昇など、今後の企業の収益環境は不確実とする見方や今年度の実績等を考慮し、4%減となる 1 億 8,353 万円を計上しております。

2 項 1 目の固定資産税は、家屋の新增築の増加など今年度実績を基に、前年度比 2%増となる 14 億 4,237 万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

3 項軽自動車税は、総台数は減少するものの、新税率適用台数の増加を見込み、前年度比 5%増となる 1 億 3,084 万 5,000 円を計上し、4 項 1 目の市たばこ税は、段階的な税率の引上げを踏まえ、前年度比 10%増となる、2 億 4,669 万 5,000 円を計上しております。

最後に 5 項 1 目の入湯税は、今年度上期の実績が、新型コロナ禍以前の 7 割程度に回復するなど、こうした傾向を踏まえ、10%増となる 2,265 万円を計上し、市税全体では、前年度と比較して 6,536 万 6,000 円、率にして 2.2%増となる 30 億 7,025 万 1,000 円を計上しております。

歳入については以上となります。

○**金澤委員長** 奈良課長。

○**奈良生活環境課長** 続きまして、歳出の説明に入ります。

65 ページからお願いいたします。

2 款 2 項 1 目共働推進費については、職員の人件費のほか、自治会活動の活性化に対する支援事業や男女共同参画推進事業について計上しております。

コード 0101 自治会振興事業では、自治会長会議や地域づくりリーダー研修会を開催し、市政の情報共有を図るとともに、自治会元気づくり応援補助金や自治会館建設事業費補助金などの活用により、地域活動の核となる自治会活動の基盤強化を図られるよう支援をしております。

次のコード 0107 集落支援事業では、生活環境課内に集落支援員を配置し、地域の課題等を把握する状況調査や話し合いを支援するほか、集落活動応援事業費補助金などにより、具体的な活性化事業に取り組む自治会への支援を進めてまいります。5 年度からは、サポートする自治会数の増加などに対応するため、新たに集落支援員 1 名を増員し、支援員 2 名体制で地域への支援を進めてまいります。

66 ページをお願いいたします。

コード 0110 男女共同参画推進事業では、第 4 次男女共同参画計画で掲げる「一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、持続可能な活力のあるまちの実現」を目指して、啓発講座やワークライフバランス優良企業表彰などを実施しております。

2 目生活安全対策費については、総合相談や人権啓発活動、交通安全、防犯、公共交通、空き家対策について計上しております。

下段になりますが、コード 0201 交通安全対策推進事業では、交通指導隊運営費のほか、交通安全宣誓式や交通安全市民大会などの経費を計上しておりますが、新年度から新たに 3 名の交通指導隊員が加入する予定でありますので、今後も関係機関と連携し、地域ぐるみでの交通安全対策に取り組んでいくこととしております。

67 ページをお願いいたします。

コード 0401 地域公共交通維持確保対策事業では、現在策定を進めている鹿角市地域公共交通計画に基づき、市民生活に必要なバス路線の維持確保を目指して、地域公共交通事業者に対し各種支援を行うとともに、予約型となるデマンド交通の運行などにより、利便性の高い持続可能な公共交通の構築を図るほか、免許返納者などへのバス定期券や回数券購入費の助成を継続し、公共交通の利用率向上を図っております。

68 ページをお願いいたします。

コード 0450 空き家等適正管理推進事業では、市内全域を対象とした 5 年に 1 度の空き家実態調査を実施し、空き家台帳の更新を実施するほか、所有者等に対し、管理不十分な空き家等の適正管

理を周知するとともに、危険老朽空き家の解体撤去に対する支援を行います。これら事業を行うことで、安心・安全な生活環境づくりを進めてまいります。

次の4目市民センター費については、4地区の地域づくり協議会等の指定管理による市民センター施設の管理運営や、地区ごとに特色ある事業を実施するほか、地域活性化に向けた取組をさらに進めるため、協議会が実施する地域づくりミーティングなど、地域で取り組む活性化の取組を支援します。

69ページをお願いいたします。

5目交流センター費については、交流センターの管理費に関わる、共動パートナー事務委託料などを計上しております。昭和59年の建築から39年を迎えますので、計画的に補修し施設の長寿命化を図ってまいります。

次に、70ページをお願いいたします。

2款3項1目税務総務費については、職員の人件費や関係団体等負担金が主なものです。

次のページ、71ページをお願いいたします。

2目賦課費については、税の賦課事務に係る経費を計上しており、住民税特別徴収通知の電子化や森林環境税導入に向けたシステム改修などを予定しております。

次の72ページをお願いいたします。

3目徴収費については、滞納管理に係るシステム機器の保守や借り上げ料などを計上しているほか、令和5年度は、預貯金照会業務のオンライン化なども予定しております。

飛びます。75ページをお願いいたします。

2款4項1目戸籍住民基本台帳費のコード0515証明書コンビニ交付事業では、システム更新委託料として、交付に係るサーバーと専用端末の更新を予定しています。

以上で2款の説明を終わります。

○金澤委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 続きまして、3款民生費についてご説明申し上げます。

80ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費ですが、この目は民生委員協議会への補助金や特別会計への繰出金、社会福祉協議会への各種事業委託料や福祉保健センター管理費などを計上しております。

83ページをお願いします。

説明欄のコード0320、地域福祉計画策定事業ですが、地域住民、福祉サービス事業者、市や社会福祉協議会などが連携し、それぞれの役割や特性を生かしつつ、地域社会でともに暮らす人々が互

いに支え合うという目的や理念を定めるもので、現行の計画が最終年度を迎えますので、第3期計画の策定作業を進めるものです。計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間で、福祉団体等関係機関で構成する策定委員会の開催等に関する経費を計上するものです。

一番下の2目、障害者福祉費、この目は、障がい者に対するサービス給付費と障がい者等の自立した日常生活を支援する地域生活支援事業、障害支援区分認定に係る経費などを計上しております。前年度予算額と比較しまして、1億円ほどの減額となっておりますが、これは福祉プラザの空調設備更新工事が終了したことが主な要因となっております。

86 ページをお願いします。

中段のコード 0250、障がい福祉計画策定事業ですが、障がい福祉サービスの提供体制の確保や円滑な実施に向けて、サービス見込み量などの具体的な目標値を定めるもので、現行の計画が最終年度を迎えますので、令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間とする次期計画の策定作業を進めるものです。

87 ページをお願いします。

3目、老人福祉費ですが、この目は、敬老祝金や養護老人ホームへの入所措置費のほか、88ページに移りまして、高齢者の日常生活に関する支援策として、会食サービスや福祉タクシー、住宅の除排雪に係る経費等を計上しております。

89 ページをお願いします。

4目、老人福祉施設費ですが、高齢者施設3か所の運営に係る経費を計上しております。

90 ページをお願いします。

5目、医療給付費では、子育て環境の充実を図るため、乳幼児及び小中学生、高校生世代に対する医療費の無償化を継続してまいります。

6目、後期高齢者医療費では、後期高齢者医療広域連合への負担金のほか、特別会計への繰出金、健康診査等に係る経費を計上しております。

91 ページをお願いします。

2項1目、児童福祉総務費ではありますが、この目は、児童福祉に関わる一般事務費、家庭児童相談室の運営費、ファミリー・サポート・センター事業等に要する費用を計上しています。

93 ページをお願いします。

2目、児童措置費ですが、この目は、認可保育園及び認定こども園の指定管理料のほか、児童手当と児童扶養手当の給付、子ども未来センターの管理運営費及び保育施設等の施設整備に係る経費などを計上しています。

95 ページをお願いします。

説明欄コード 0505 認定こども園施設整備事業の施設改修工事費については、保育環境の充実を図るため、八幡平なかよしセンターの空調設備を更新するものです。

3 目、母子福祉費と 4 目、母子福祉施設費は、ひとり親家庭に関する相談員の配置やハニーハイムかつのの指定管理料等を計上しています。

96 ページをお願いします。

5 目、児童福祉施設費ですが、この目は放課後児童クラブ及び児童センター管理運営に要する費用を計上しています。

97 ページをお願いします。

3 項 1 目、生活保護総務費ですが、この目は、生活保護の査察指導員、ケースワーカーに関わる人件費、生活保護業務に関わる事務費、被保護者の就労支援事業と健康管理支援事業に係る経費などを計上しております。

99 ページをお願いします。

2 目、扶助費ですが、生活保護世帯は今年 1 月末現在で 270 世帯 308 人、人口 1,000 人当たりの保護率は 10.8 パーミルで、昨年同時期の 11.2 パーミルから 0.4 ポイント低下しております。

保護費では、全体で前年度比 7,000 万円ほどの減額となっておりますが、被保護者の死亡や施設入所等による廃止により保護率も減少していることから、今年度の実績見込みを踏まえた予算計上としております。

4 項 1 目、国民年金事務取扱費は、法定受託事務に係る経費となります。

以上で 3 款の説明を終わります。

○金澤委員長 それでは、今から 5 分休憩いたします。

午前 11 時 23 分 休憩

○

午前 11 時 29 分 再開

○金澤委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 続きまして、4 款衛生費についてご説明します。

ページは 100 ページをお願いします。

4 款 1 項 1 目、保健衛生総務費の主な事業は、次のページ以降になりますが、医師確保対策事業、かつの厚生病院支援事業、健康意識啓発事業、こころの健康づくり推進事業、妊産婦・乳幼児に係る支援事業のほか、各種検診事業を計上しています。

101 ページをお願いいたします。

コード 0202 医師確保対策事業ですが、地域医療の充実のため、医師の確保を図るものです。

医師確保業務委託料 314 万円ですが医師の人材派遣会社を通じて医師を紹介していただき、秋田県厚生連で採用が決まった場合には、成功報酬を市が人材派遣会社に支払うというものです。

かづの厚生病院の医療体制の充実を目指すもので、人材派遣会社と市、秋田県厚生連と三者契約を締結し、かづの厚生病院で常勤医師として雇用が成立した場合に、成功報酬として市が支払うという内容です。

102 ページをお願いいたします。

上段の医学生修学資金貸付金 720 万円ですが、12 月補正で入学希望者 3 名分の入学時初年度相当分の修学資金貸付金を計上していますが、この方々が入学した場合の 1 年次の修学資金貸付金であります。

コード 0203 かづの厚生病院支援事業ですが、かづの厚生病院に対する財政支援です。

かづの厚生病院支援事業 6,566 万 1,000 円ですが、これまで特別交付税を財源として救急医療及び小児科医療の運営、さらに中核病院として地域医療の維持確保を図るために、助成を行うものです。

その下のかづの厚生病院医師確保対策支援補助金 2,558 万 9,000 円は、かづの厚生病院の小児科特殊領域を担当する医師、産婦人科、精神科の非常勤医師を招聘するための人件費と、病院の 16 診療科と病理検査を担当する非常勤医師の交通費や宿泊費について、その 2 分の 1 を補助するものです。

3 つ目のかづの厚生病院医療機器整備費補助金 279 万円ですが、現在、産婦人科外来で使用している経膈用超音波診断装置 2 基のうち 1 基の更新に当たり、妊婦の健診体制や産婦人科外来診療体制の維持を図ることを目的に補助するものです。

機器の購入費用の 2 分の 1 を、市が 80.5%、小坂町が 19.5%の割合で案分し、それぞれ補助するものです。

コード 0210 健康意識啓発事業の次のページ上段の、健康セミナー開催委託料は、市民の健康意識の向上を目指し、民間のノウハウを活用しながら、年間を通じて運動教室を開催することとしております。

コード 0225 妊産婦支援事業の 104 ページ、上から 2 つ目、出産・子育て応援給付金は全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠時 5 万円、出産時に県の上乗せ分を合わせて 7 万円を給付する事業で、経済的支援の他、出産から子育てまで一貫して相

談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ伴走型支援を充実させます。

その下、妊娠出産等応援給付金については分娩集約に伴い、かかり増しとなる費用負担を軽減するため、妊娠時に5万円を給付するものです。

コード0226 乳幼児支援事業の健診用備品購入費は、3歳児健診の眼科健康診査において、弱視の早期発見のため屈折検査機を導入します。

105 ページをお願いいたします。

コード0240 こころの健康づくり推進事業は、自殺予防対策を推進する事業です。

次のページをお願いいたします。

自殺対策計画策定業務委託料は、令和6年度から5年間の第2期計画を策定するもので、今回、新たに本市特有の課題等について秋田大学と共同分析を行い、計画策定に反映していく予定としております。

106 ページの下段、コード0510 がん検診推進事業は、拡充部分として、がんの早期発見・早期治療を実現するため、子宮がん、乳がん検診の対象者を拡充します。

107 ページをお願いいたします。

2目、予防費のコード0205 予防接種事業の予防接種委託料ですが、子宮頸がんワクチンについて、これまでの4価ワクチンに加え、9価ワクチンの定期接種を開始することとしております。

108 ページをお願いいたします。

次に、3目環境衛生費については、環境衛生施設管理費や鹿角広域行政組合斎場費負担金、不法投棄防止対策事業などの経費を計上しています。

109 ページをお願いいたします。

4目環境保全対策費については、環境保全審議会や環境保全対策事業、資源リサイクル等推進事業などの費用を計上しています。

コード0205 環境保全対策事業では、生活環境の維持保全に必要となる河川の水質調査や自動車の騒音調査などを実施するほか、クリーンアップ活動の開催により環境意識の向上を図ります。

110 ページをお願いいたします。

5目、新型コロナウイルス感染症対策費ですが、コード0235 PCR検査センター運営事業については、木下グループと共同で市交流センター内に開設しておりますPCR検査センターの運営委託料で、4月から6か月分の開設費用を計上しております。

なお、感染症法上の位置づけが、5月8日に、現在の2類相当から5類相当へ引下げになる方針が発表されましたので、4月以降の開設期間に当たっては、感染症の発生状況等を考慮しながら、

木下グループと協議を行いながら決定してまいります。

111 ページをお願いいたします。

次に、2 項清掃費については、1 目清掃総務費、2 目塵芥処理費及び 3 目し尿処理費で、それぞれ鹿角広域行政組合への負担金を計上しているほか、2 目塵芥処理費では不燃物投棄場の管理費などを計上しています。

4 款の説明は以上です。

○**金澤委員長** 奈良課長。

○**奈良生活環境課長** 続きます、7 款になります。

137 ページをお願いいたします。

中段の 7 款 1 項 3 目消費者行政推進費では、消費生活センターの運営経費として、相談員の人件費のほか、高校生や新成人に向けた啓発用冊子購入費などを計上しております。

特に、4 年度からは民法改正により成人年齢が 18 歳に引き下げられましたことから、18 歳に到達する高校 3 年生を対象に、生涯学習課と連携し成人教育講座などにおいて、消費生活センターから実際の事例などを伝え、社会人としての自覚を促すとともに、賢い消費者の育成に取り組んでまいります。

以上で 7 款の説明を終わります。

○**金澤委員長** 渡部次長。

○**渡部教育次長 兼 総務学事課長** 続いて、10 款教育費について説明します。

162 ページをお願いします。

初めに、総務学事課関係ですが、10 款 1 項 1 目教育委員会費は、教育委員 4 人に係る報酬や委員会交際費が主なものであります。

165 ページをお願いします。

3 目、コード番号 0250 ふるさとかつの絆プラン事業は、児童生徒が伝統芸能やボランティアガイド等の体験活動を通して小学校同士、中学校同士で交流し、連携を活発にすることで、鹿角愛を醸成し、視野の広い人材の育成につなげてまいります。

168 ページをお願いいたします。

2 項 1 目学校管理費は、小学校 6 校分の管理運営経費となります。

170 ページをお願いいたします。

コード 0228 複式学習サポート事業は、尾去沢小学校において、2 学年と 3 学年の児童数が、国が定める学級編成の標準である 16 人を下回り、複式学級となる見込みであることから、サポータ

一を配置し学習を進めてまいります。

その下、コード 0235 ICT活用教育事業は、小学校のICT教育の推進を図るため、ICT支援員の継続配置に係る委託料を計上するほか、学習用端末で意見や情報を共有できるアプリの導入と、家庭での使用に対応したフィルタリングソフトを導入します。

次のページをお願いいたします。

2目教育振興費ですが、コード 0210 小学校就学援助事業は、経済的理由により就学困難と認められる児童の保護者に対する学用品や学校給食費などの援助のほか、新たに新入学用品費とオンライン学習に係るインターネット通信料等について援助します。

次のページをお願いいたします。

下段の3項1目学校管理費ですが、中学校4校分の管理運営経費となります。

コード 0105 中学校運営事務費では、中学校に配置している部活動指導員を1名増員の4人とするほか、休日の部活動の在り方を検討する(仮称)部活動地域移行検討委員会を設置して指導人材の確保や保護者負担の在り方などの検討を進めてまいります。

175 ページをお願いします。

コード 0235 ICT活用教育事業は、小学校と同様、中学校分としてICT支援員の配置継続に係る委託料のほか、学習用端末のアプリとフィルタリングソフトを計上しています。

下段の2目教育振興費ですが、次のページをお願いします。

コード 0210 中学校就学援助事業では、こちらも小学校と同様、就学困難と認められる生徒の保護者に対して、新たに新入学用品費及びインターネット通信料等について援助します。

○金澤委員長 古田課長。

○古田生涯学習課長 次に生涯学習課関係ではありますが、177 ページをお願いします。

5項社会教育費についてですが、1目社会教育総務費は、人件費のほか社会教育委員及び生涯学習奨励員の活動などに係る経費です。

178 ページをお願いします。

2目社会教育振興費は、主に二十歳のつどいの開催や地域学校協働活動の推進、青少年健全育成人材育成に係る経費です。

コード 0215 二十歳のつどい開催事業は令和6年1月にコモッセを会場として開催する予定です。

179 ページをお願いいたします。

コード 0236 鹿角人財発掘事業は、地域づくりを牽引する人材を発掘、育成するため学習講座を

開催するほか、地域活性化に熱意のある若者を塾生として鹿角の未来創造わけもの塾を開講し地域づくりの活動の立案と実現に移すための体制づくりを進めるものです。

180 ページをお願いいたします。

3 目文化財保護費は、文化財の保護及び文化財保存活用地域計画の策定、歴史民俗資料館、先人顕彰館の管理運営に係る経費です。

コード 0215 文化財保存事業は次のページ上段になりますが、無形民俗文化財担い手育成事業費補助金につきましては、国・県・市の指定となっている無形民俗文化財 21 件の保存団体が行う後継者育成活動に対する支援で、保存伝承活動の強化を図るものです。

182 ページをお願いします。

4 目図書館費は、図書館の管理運営のほか、十和田図書館整備事業に係る経費です。

次のページのコード 0530 十和田図書館整備事業につきましては、令和 7 年 4 月のオープンを目指し 2 か年で予定している建築工事に着手するものです。

続いて 5 目大湯環状列石費は、史跡の保存活用及び環境整備、大湯ストーンサークル館の管理運営に係る経費です。

コード 0105 大湯ストーンサークル館管理費は、次のページになりますが、中段の共動パートナー事業委託料は、ツアーガイドの利用者増が見込まれることから、窓口及びガイド業務を常時 2 人体制に拡充するものです。

また、下段の施設改修工事費は大湯ストーンサークル館の空調設備について、老朽化による更新工事を行うものです。

185 ページをお願いします。

コード 0501 大湯環状列石環境整備事業は、世界文化遺産登録後の史跡や大湯ストーンサークル館の再整備に向けた保存活用計画の策定を進めるもので、検討委員会の開催や報告書の刊行に係る経費のほか、計画策定業務委託料を計上しております。

コード 0530 大湯環状列石保存活用事業は、ガイドの資質向上のため専門家を招聘し上級講座を開催するものです。

186 ページをお願いします。

6 目文化の杜交流館費は文化の杜交流館の管理運営及び自主事業実施に係る経費です。

次のページのコード 0201 文化の杜交流館事業は、コモッセ文化ホールを活用したコンサートや体験イベントなどを開催するものです。

○金澤委員長 児玉課長。

○児玉スポーツ振興課長 続きまして、スポーツ振興課関係について説明いたします。

188 ページをお願いいたします。

6 項 1 目保健体育総務費ですが、人件費のほか、主にスポーツ推進員並びにスポーツ推進審議会等に係る経費の計上となっております。

189 ページをお願いします。

説明欄の秋田県スポーツ推進委員研究大会負担金 112 万円ですが、県内スポーツ推進委員が一堂に会し、スポーツの実践活動について研究、協議し、委員の資質向上を図ることを目的に開催するものです。毎年、県内各市の持ち回りで開催しており、令和 5 年度は鹿角市が担当市ですが、小坂町との共同開催となります。

2 目体育振興費のコード 0242 スキーと駅伝のまちづくり事業ですが、各種大会の負担金、補助金等について計上しております。

191 ページをお願いします。

上段になりますが、全日本学生スキー選手権大会補助金 2,600 万円は、令和 3 年の新型コロナによる中止はありましたが、令和 2 年から 5 年連続 10 回目の開催が決定しており、平成以降では全国最多の開催となります。

次に、コード 0243 のスポーツ交流事業につきましては、葛飾区スポーツ交流事業やスポーツ合宿奨励補助金を計上しております。

スポーツ交流事業の下から 2 つ目の、新規事業となります国際チャレンジ杯 in 秋田開催補助金 20 万円ですが、交流を長年継続してきております葛飾区及びサッカーのバルサアカデミー葛飾校との関係から、葛飾区に本部を置き、全国各地で大会開催の実績がある、一般社団法人国際経営開発支援機構の主催で、北東北をエリアとしたサッカー大会を開催することにより、スポーツ交流を契機に本市の魅力を発信することとしております。

192 ページをお願いいたします。

3 目体育施設費は、各種大会等の開催に向けた施設の維持管理等が主なものでありますが、コード 0505 体育施設整備事業 1,950 万 5,000 円の主な工事は、市民プール高圧受電設備改修工事、花輪スキー場ため池送水改修工事、アメニティパークアリーナ照明取替工事など必要な整備改修を行ってまいります。

193 ページをお願いします。

説明欄のコード 0540 総合競技場公認更新整備事業ですが、令和 5 年 6 月に総合運動公園の総合競技場が公認更新時期を迎えることに加え、平成 10 年 4 月の供用開始から既に 24 年が経過して

おり、施設及び備品の老朽化が著しいことから、競技場の公認更新及び施設の大規模改修工事等を行うものです。

工事の主な内容ですが、公認更新に係る工事として、ルール改正に伴うトラックのレーン幅の改修と、円盤・ハンマー投げ用の囲いの改修工事を行います。また、老朽化に伴う工事として、記録計測器などの電気設備工事一式と、トラックの外周になりますアウトフィールドの人工芝の張り替え改修が主なものとなっております。

このほか、本部の雨漏り改修、トイレの洋式化、サブトラックの改修、投てき練習場の整備等を予定しております。

説明は以上です。

○**金澤委員長** 渡部次長。

○**渡部教育次長 兼 総務学事課長** 194 ページをお願いいたします。

コード番号 0405 学校給食費ですが、安全・安心な学校給食を提供するほか、栄養バランスや質・量を保った給食提供を維持しつつ、保護者等の負担軽減を図るため、学校給食費の一部を支援いたします。

○**金澤委員長** 児玉課長。

○**児玉スポーツ振興課長** 続きまして、11 款 3 項文教施設災害復旧費について説明します。

195 ページをお願いいたします。

11 款 3 項 1 目保健体育施設災害復旧費のコード 0705 保健体育施設災害復旧事業 451 万円ですが、令和 4 年 8 月の大雨により、花輪スキー場ローラースキーコースの一部が陥没し、危険な状態であることから復旧工事を行うものです。

説明は以上です。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、歳入、1 款市税について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** 税金、個人は増えて法人が減るといようなお話ではありましたが、今後の見通しとしてはどういうふうに考えてますでしょうか。

○**金澤委員長** 館花政策監。

○**館花税務課政策監 兼 課税班長** 今委員がおっしゃったとおり、令和 5 年度の見込みは個人市民税が 1,000 万円程度の増と。法人市民税が 854 万円程度の減という見込みになっております。

これのシミュレーションに関しては、令和 4 年度の実績を勘案して、ほぼ横ばいで行くだろうというように算定しておりおますけども、昨年まではこの試算に、新型コロナウイルスの影響なん

かも加味しながら検討を重ねてきているところですが、今のところ令和4年度においては新型コロナウイルスの影響は大きく見られないという状況になっております。

今後好転していただければ、経済的にもよろしいかなと思うんですが、今のところ税収としては令和5年度、令和6年度と上がるか下がるかというのは、ちょっと判断しかねているという状況にあります。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。黒澤委員。

○**黒澤委員** 市税のところ、八幡平地域などの観光地、温泉等で営業をしていない建物があるわけですが、そういう所有者からの徴収というのは順調に進んでいるものかどうか、教えていただきたいと思います。

○**金澤委員長** 館花政策監。

○**館花税務課政策監 兼 課税班長** 以前ですと、廃業された温泉旅館で滞納額が発生していたところがありますけれども、その後それは不納欠損されてなくなっております。

八幡平に限らず、多くの温泉旅館では観光客の減少で、営業自体は大変な状況があると思いますけれども、今のところ入湯税の収納については滞りなくされているという状況になっております。

○**金澤委員長** 黒澤委員。

○**黒澤委員** そういう状況で営業中止していて、建物の所有者ですね。それからその旅館、ホテルの営業している土地の所有者に対して徴収行為。完納になってればそれでいいんですけども、その辺はどうなのでしょう。かなり市内でも旅館でね、何年という形で営業を休んで、そのままの施設が残っているところもあるわけですね。その辺は今どういう体制で。完納になってればそれでいいんですけども。

○**金澤委員長** 館花政策監。

○**館花税務課政策監 兼 課税班長** 入湯税に関しましては、市内でも旅館が廃業されたり休業されたりしています。入湯税に関しては、入湯行為に対して特別徴収義務者として入湯された方から税金をいただいているということです。営業をしているときは、特別徴収義務者として指定をして入湯税を集めてくださいと。

また、休業になった場合は休業届を出していただく、廃業になった場合は廃業届を出していただいて、もうその温泉には今のところお客さんは入りませんよという届けを出していただいております。

ただ、廃業になった場合、昨年でももう建物たたんでしまったところもあると思いますが、まずお風呂に入れず、廃業届を出していただいた後に、その建物がどうなっているのか、どのような

活用をされるかというところは、ちょっと税務課のほうではそこまで把握できていない状況です。

○金澤委員長 黒澤委員。

○黒澤委員 私、今お尋ねしたいのは、建物のある場所、何番地何十号ってあるでしょ。その所有者に対して、土地の固定資産税の課税を行っていて、徴収になっているか。建物の残っているホテル分。建物あるわけですね。それについても建物としての固定資産税、それを請求——課税して、徴収なっておりますかということ、今教えてもらいたいと思って。

○金澤委員長 内藤副主幹。

○内藤税務課副主幹 固定資産税についてですが、倒産された場合には、その破産手続の中で破産管財人が、その建物を競売に付すということになります。それでもなお、応札者がいない場合、不良債権と言いますか、残された状態で破産手続が終結するということがよくあります。

そういった建物について、我々徴収する側が改めて公売に付したとしても、落札者がいないということが想定されるため、そういった破産法人が所有する不動産については徴収が困難と考えております。

○金澤委員長 成田課長。

○成田税務課長 税情報になりますので、特定されるようなお答えについては申し上げることはできませんけども、固定資産税に限らず、全ての税目において、公平性を保ちながら関係法令を遵守して、十分に調査して厳正な対処を全ての税目によって行っております。というところで回答させていただきますと思います。

○金澤委員長 黒澤委員。

○黒澤委員 何回もすいません。分かりやすい話をすれば、例えば、八幡平温泉郷の中でも、温泉、ホテルとドライブインと兼ねた店も今やってないわけですね。

それからもっと行けば、昔にね、温泉あるじゃないですか。ホテルが。でも建物もある。そうしてて営業はしていないんですけども、私今教えてもらいたいと思っているのは、その建物のある地番に対して、鹿角市のね、行政区域内だから請求書が出ているかっていうことですよ。それを聞いているの。

建物についても建物としての固定資産税。倒産しているとか何かそれはいいんですよ。だから倒産の届出、法令的にもなっていて、その時の所有者があるわけですね。で、それが倒産して競売の段取りしているとか、それはそれでいいんです。

だから今私が教えてもらいたいのは、その地番について、課税の通知を出しておりますかというところを教えてもらいたいんですよ。

○金澤委員長 館花政策監。

○館花税務課政策監 兼 課税班長 一般的には、個人であっても法人であっても、建物、土地があつて、課税標準額が算定されるようであれば、所有者を調査した上で、それが判明すればその方に対して納税通知書を発行することになります。

単に廃業しているからという状況で、納税通知が届かないということはないという状況です。

(「それは未納になっているという状況」の声あり)

委員がおっしゃっているとおり、倒産等によって、払える者がおらないような状況であれば、どなたかに納税通知書が届いても、未納になるということはあると思います。

○金澤委員長 成田課長。

○成田税務課長 先ほどと繰り返になりますけれども、特定されるような税情報については、ここで申し上げることはできませんけれども、全ての税目において、例えば未納ですとか滞納に繰り越す分ですとか、不納欠損ですとか、そういった案件については全て法令に遵守した形で、先ほど館花も申し上げましたが、十分調査した上で厳正に対応しているというところでご理解いただきたいと思います。

○金澤委員長 よろしいですか。(「はい」の声あり)

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ないようですのでここで、お諮りいたします。

このまま審査を続けるか、あるいは午後からの審査とするか、どのようにしたらよろしいでしょうか。(「午後から」の声あり)

それでは、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前12時02分 休憩

○

午前12時58分 再開

○金澤委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、歳出、2款2項市民共働費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。浅石委員。

○浅石副委員長 65ページの自治会振興事業のところの、自治会館建設事業費補助金っていうので、750万円位の予算を立ててますけれども、これっていうのは各自治会からの要望があったのを積み重ねか、去年の実績で予算を立てるのどっちか。

○金澤委員長 石木田班長。

○石木田生活環境課副主幹 兼 コミュニティ推進班長 自治会館建設事業費補助金につきましては、今年度自治会からの要望を受けた中で予算計上しております。

○金澤委員長 浅石委員。

○浅石副委員長 そうすると、その自治会館のいろんな建設もあるだろうし、直しっていうのもあるんだけど、前は一回工事やると、何ていうのかな、10年か15年って縛りがあったんですけど、最近はどうなんですか。

○金澤委員長 石木田班長。

○石木田生活環境課副主幹 兼 コミュニティ推進班長 これまでも同様に、今回自治会館建設事業費に関しましては、11自治会まず手上げしていただいているんですが、全て改修事業になっております。

改修事業の100万円上限の補助金を活用する自治会については利用制限を10年。上限50万円の改修事業を使う場合は、利用制限を5年とする制限となっております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。兎澤委員。

○兎澤委員 同じ65ページの集落支援事業についての内容的な部分、ちょっとお伺いしたいのですが、いつも集落支援員が行って、課題を見つけて、それを具体的にどういうふうにしていくかというのを話し合うという話もありましたが、現在、具体的に行われている内容とかってどういうものがあるのか教えていただきたいと思います。

○金澤委員長 石木田班長。

○石木田生活環境課副主幹 兼 コミュニティ推進班長 集落支援事業の66ページにある集落活動応援事業費補助金についてのご質問かと思いますが、こちらにつきましては、集落支援員と自治会が連携してそれぞれの活性化事業を支援している自治会への補助金になりますけれども、今年度につきましては、4自治会活動を行っております。

その中で、それぞれの地域の資源や課題解決に向けた取組を行っております。

今年度につきましては、永田自治会が湧水を整備した交流の空間整備事業を行っております。

2つ目の旭町三区につきましては、花輪ばやしの祭典に使う幕や貸出し用の衣装の購入に充てております。

3つ目は大町になりますけれども、大町につきましては、自治会の祭典に使うテントと貸出しの衣装の整備をしているところでございます。

来年度につきましては、4つの自治会を予定しております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。湯瀬弘充委員。

○湯瀬弘充委員 68ページのコード0450の空き家の適正管理の事業についてですが、現在空き家の件数が、一般質問でもあったように、934件だと思うんですが、その中でレベル3に当たるのが70件ほどということで、そのレベル3の中でも本当に倒壊しそうな件数というのはどれくらいあるのか、その中の段階の件数ですね。分かりましたら教えてほしいです。

○金澤委員長 金澤班長。

○金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長 レベル3、70件に対しまして、緊急度現地調査を実施しております。この内訳ですけれども、緊急度1が4件、緊急度2が25件、最も危険の高い緊急度3が29件、残り12件については、解体済みとか、対象外物件として取り扱っております。

○金澤委員長 湯瀬弘充委員。

○湯瀬弘充委員 その中で、連絡が全く取れない件数はどれくらいありますか。

○金澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境長 今年度の件数は、未集計ですが、令和3年度末については14件ということで把握してました。若干の増減があると思いますが、現時点では未集計であり把握できていません。

○金澤委員長 湯瀬弘充委員。

○湯瀬弘充委員 14件が連絡が取れない。

○金澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境長 連絡が取れないもしくは不存在の可能性のある家ということになります。

○金澤委員長 ほかにございませんか。兎澤委員。

○兎澤委員 67ページのコード0401、地域公共維持確保対策事業、1億2,000万円ちょっととなっておりますが、この内訳を教えてください。普段走っている秋北バスにも補助とかは出してるんでしょうけれども。内訳を細かくできれば教えてください。

○金澤委員長 金澤班長。

○金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長 ただいまのご質問——すみません、68ページ……(「67ページ」の声あり)67ページの次からの内訳になるかと……(「ああ、これね」の声あり)

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 68ページの地域公共交通活性化協議……これ違う、こっちだ。生活バス路線運行費補助金の内訳をお願いします。

○金澤委員長 金澤班長。

○金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長 生活バス路線運行費補助金 8,082万7,000円について

は、生活バス路線の7路線、路線名で言いますと、八幡平大環状線、寺坂大湯線、志張線、尾去沢線、小坂線、大館花輪線、田沢湖線の7路線を計上しております。

次の地域内フィーダー系統確保維持費補助金につきましては、4路線ございます。八幡平大環状線、寺坂大湯線、志張線、尾去沢線の4路線となっております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 花輪の環状線のバスのたんぼこまち号の予算ってのはどこに入ってますか。

○金澤委員長 金澤班長。

○金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長 たんぼこまち号につきましては、67 ページの運行業務委託料の中に入っております。(「運行業務委託料、これか」の声あり)金額のほうが……(「実際のぐらい、これ全部がそうですか」の声あり)いえ、令和5年度につきましては、予算額623万9,000円となっております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 一般質問の中にもあったんですけども、路線を厚生病院にまっすぐ行くルートから下川原のほうにこう、ぐるっと迂回するというそういう予算に関して、たしか昨日134万円とかって部長言ったような気がするんですけど、それで間違いないですか。

○金澤委員長 村木部長。

○村木市民部長 昨日の質問内容は、増分ということで、今の600何がしは136万円増えておりますということでお答えしております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 昨日の質問の中でちょっと気になったのが、なんか今のトヨタ自動車の辺りにバス停を設けるという話があったんですが、実際あれですか、狐平と下川原の間にそれを設けるという形になってるのか、それともどっちかのバス停を移動してやるとかって形なのかその辺はどうなんですかね。

○金澤委員長 金澤班長。

○金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長 下川原のバス停と狐平の間に設けることにしております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 じゃあ新たにそこに設けるということでよろしいですか。

○金澤委員長 金澤班長。

○金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長 そのとおりです。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 そこはあれですか。下りも上りもっていうか、一般のバス自体も大館から来た場合でも、下川原停まって、今度新しいバス停、何ていう名前になるか分かんないけども、そのトヨタ自動車の前のバス停を泊まって狐平のバス停に泊まってっていう形になるのでしょうか。

○金澤委員長 金澤班長。

○金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長 一般路線、バス事業者が運行している路線につきましては、バス事業者の意向により、そこを経由するかどうか判断するべきものと考えおりますので、今後そのような動きがある可能性はあります。

ただ、市が委託している廃止代替路線、例えば大湯花輪線、根市大湯線などにつきましては、利便性が図られるものと考えられますので、今後、委託事業者と協議の上検討してまいりたいと思います。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 でもトヨタ自動車の所に、新しい病院の所付近に何ていうの、駐車場をつくるっていうことは決まってるんですね。

○金澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境長 本会議でご説明した内容は、委託運行をしているたんぼこまち号のバス停を新たに設けるという内容です。

今金澤が申し上げたのは、一般生活路線については、それぞれの事業所がバス停を設けることになっているので、新しいバス停に泊まる予定はまだ計画されていない状態です。

廃止代替路線という話がありましたけれども、それは十和田タクシーさんが運行しているもので、今検討しているタイミングですので、泊まる可能性は残されておりますけれども、協議は必要かと思います。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 これ、逆に花輪から大館とか小坂とかに行く路線に関しては、そこのバス停はないという、あくまでもたんぼこまち号がぐるっと周って、あそこの病院の前で、もし降りる方がいれば降りて、あと厚生病院に行くという形の理解でよろしいでしょうか。

○金澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境長 そのとおりで、たんぼこまち号は反時計回りといいますか、決められた運行路線になるので、国道を花輪方面から大館方面に向かうバスについては、新設のバス停に泊まらないということになります。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 そうすると病院の利用者は、同じところ——降りた所でまた乗って、そのまま帰っていくとか、たんぼこまち号に乗って、まあ、病院に行って治療して帰る時もそのバス停で乗る。乗り降りがその場所だということによろしいですね。

○金澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境長 そうしていただきたいと思ってます。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 まあ、あの運行時間とかもいろいろあるんでしょうけども、新しくつくるのであればある程度理解はします。

逆にそこだけが優先してて、例えば病院に行くにも、毛馬内とか向こう側から来る方が、実際にそこに降りれなくて、例えば下川原の停留所とか、それから狐平の停留所まで行って戻ってくるとかって形のことになりかねない気もするんですよね。

だからそういう面でこれ、増えることに関してはいいんでしょうけども、ちょっと違和感がある感じが非常にしてるんです。花輪町の人方であればそれを利用してこう来ればいいんでしょうけども、ほかの人方を置き去りにしているような感じも受け取られかねないなっていう思いがすごくするんですが、その辺の対応ってどういうふうに考えてますか。

○金澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境長 今回、新たにバス停を設置した件と延伸した件については、いろいろと協議をしながら決めていったんですけども、一番最初に問題となったのが、生活路線バスのバス停で、これをどちらかに移動できないかというところから話を始めたんですけど、退避スペースがないのでとても危ないんです。片側に歩道がなく、事故も起きている路線になるので。新たに待避場所がないところにバス停を設けることは非常に危険だということを、事業所からも聞いております。

確かに毛馬内側から来るものについては、降りる場所が少し離れてしまいます。今新しく作るバス停に停まらなければ利便性が少し低下することになるかもしれませんが、現行の下川原バス停で降車する際は、横断歩道を渡っていただくことができますし、その先の狐平バス停からは戻るような形になるんですけども、歩道が使えます。距離的には若干差はありますが、安全に利用していただくことを第一に考えますと、下手にバス停を動かすことをしないで、今の形態で使っていただく方が市民のためになると考えました。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 そもそも新しく個人病院ができたからそれに交通手段として、市のほうで行政として

それを助けるというか、そういう考え方自体がちょっと違うんじゃないかなと私すごく思ってます。

例えば、それだったら今こいずみさんとかさ、高齢者の方だの狐平のバス降りて、道路横断したくても車がいって非常に難儀している場面を見ますし、ああいうのを解消できないものかとすごく感じるぐらいのものですよね。

だったらああいう所も手だてして、しっかり個人病院ではあるけども、まず今まで眼科がなかったところに眼科が来て、わざわざ開業してくれた部分もあるんだし、そういう配慮は、そうすれば開業したところに全てに配慮してあげるぐらいの考え方を持っていただければいいんですけども、いきなり新しくできたからそっちのほうにだけ交通の便を良くして、そういうのはいかがなものかなっていう思いはしてるんですけども、その考え方自体はどうなんですか。

○金澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境長 確認から入ってもいいですか。ちょっと休憩してもいいですか。

○金澤委員長 休憩します。

午前13時19分 休憩

○

午前13時20分 再開

○金澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境長 基本的な考え方としては、市民から効率的なバス利用をしていただくために、バス停の新設なり移動をすることはあります。ほかの病院でも、厚生病院を含めて新しいところができると、利用しやすいようなバス停が近くにできています。実際にリハビリ病院などもバス停が入口にあります。現在は大概バス路線のそばに病院がありますので、近くのバス停を使うことができますから、これまでも移動や変更は幾つかあったのかと思います。

こいずみ眼科さんの場合、先ほどもお話ししたとおり、国道で片側の歩道がない状態で、避難スペースがなく手の出しようがありません。今の位置に狐平のバス停があるのは、橋の上しか逃げる場所がないのでああいう状態になっています。

何らかの解決方法があれば、こちらでもバス停を事業所さんにお問い合わせをして移動する手だてはありませんかということをお話ししてもいいんでしょうけども、あそこの場合は逃げる場所がないのです。

また、下川原のほうに行くと、下川原バス停が近くなってしまうとか、様々な事情もありまして、今の形になっていると思っています。つまり新設の病院のために、特別にやったとかということではないことはご理解いただきたいと思います。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 要はそれだけでなく、もっといろんな形で市で助ける、何て言うかね、やることがあるんでないかと思うの。例えば、近くで駄目なんでしょうけど、歩道をつけるとか、何かしらの信号機も思い切って移動するとか、そういうふうな、何て言うかね、市民に優しい、そういう思いで対応できるような形を取っていただければ、もっとどういう形で市が対応したとしても、まあ同じ思いではあるんだろうけども、もっと違った市民の捉え方ができるようになるんでないかなって私すごく思うんですよ。そのために私申し上げてるのであって。

○金澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境長 市民が利用しやすいために変えていくことについては、私も賛成です。

信号の移設であったり横断歩道の新設であったりは、これまでも随分話し合われてきた経緯がありまして、警察さんも事故が起きるたびにそのあたりはお話をしているはずですよ。

ただ、様々な事情が絡んでおり、例えば北小がありましたのでその押しボタン信号は横断するのに必要だったとか、隣接する信号機の位置が近すぎるとか、いろいろ状況がありまして今を迎えております。

今後こちらとしても努力をしていきたいと思っておりますけれども、できることできないことはどうしてでもありますので、そのあたりは我々の努力も買っていただければと思います。（「はい。まず分かった」の声あり）

○金澤委員長 ほかにございませんか。浅石委員。

○浅石副委員長 先ほどの空き家の件ですけども、実は私空き家もイコールになるんですけども、ある男性の方が亡くなって、その息子さんがいきなり一人で裁判所へ財産放棄の手続に行ったという件があったんですよ。それで、そういった場合、当然空き家もありますけども、今の空き家ってカウントしたのにその財産放棄して連絡取れないとかそういう人はいるんですか。

○金澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境長 空き家になった理由を個別には調査していません。

結果的に、空き家になってしまっただけで連絡が取れなくなったという把握までです。

○金澤委員長 浅石委員。

○浅石副委員長 そうするとですね、当然財産放棄してしまってますから、所有者がいなくなってるわけですよ。だから連絡取れないような気が私はします。

その財産放棄した——当然家もあるけども、農地もあるわけなんですよ。農業委員会から言わせれば、いくら財産放棄をしても管理する義務が生じるそうなんですよ。けども、連絡取れない人

にどうやって連絡するかってんで困ってるんですけども、今後何かね、財産放棄って、誰が教えたのか分からないけども、そういう人が増えてきてるっていうのは間違いないですよ。だから、空き家に関しても同じことが言えると思うんで何かしらの対策を取っていかなきゃいけないというような気がしてますけどもどうでしょうか。

○金澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境長 そのとおりだとは思いますが。農地もそうだと思うんですけども、空き家についても現時点では相続放棄をしたとしても、空き家の管理責任は逃れられません。ですので、こちらとしては所有者が把握できれば文書なりで適正管理をお願いしているところです。

連絡の取り方ということでは、法的に決められた情報を照会することができますので、転居などの記録が残るものであれば、それを調査して転出先に文書を発送しております。

○金澤委員長 湯瀬誠喜委員。

○湯瀬誠喜委員 また空き家に関してなんですが、空き家実態調査業務委託というふうなことで、来年度の新規事業というふうなことなんですが、この実態調査に関しては、今までも行われてきてると思うんですが、改めてこの919万円と予算計上した、それでこの委託まで至った経緯と。どういったところにこれ委託する予定なんでしょうか。

○金澤委員長 金澤班長。

○金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長 空き家実態調査につきましては、これまでも5年に一度、前は平成30年度に実施しております。

委託業者につきましては、今時点では決めておりませんが、前はその調査を実施できるところに委託しておりまして、システムに入力するまでの作業を委託しております。

これまでも毎年緊急度調査は実施しておりまして、5年もすれば、新しい空き家だったり、解体している空き家もあるものですから、総合的な件数把握のため調査が必要と認識しております。

○金澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境長 補足になりますけれども、5年に一度の調査については必ずしも5年に一度でなくていいんですけども、市は空き家の調査をしなければならないとされていまして、今回の調査については建築士の資格を持った方が行うことになっています。毎年実施している調査については市職員が、決められた調査様式に沿って調査をし、空き家台帳の更新を行っておりますが、専門的に携わっているとはいえ、資格を持っていない職員が更新をしているので、しっかりとした状況を把握するためには、5年に一度、予算を計上し実施させていただくような形となります。

○金澤委員長 湯瀬誠喜委員。

○湯瀬誠喜委員 ということはこれ5年に一度ということなんですか。

○金澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境長 事業を委託して調査を行うのは5年に一度になります。

空き家台帳を基にして、職員が毎年情報を更新しておりますので、調査そのものはやっている。
ただ、専門家による調査は5年に一度ということです。

○金澤委員長 湯瀬誠喜委員。

○湯瀬誠喜委員 それに919万円。5年に一度ということは、それまでは何も調査は行われないうことなんですか。市による調査はやるんだろうけども、この予算計上されてるのって5年に1回しか使われないうことですか。

○金澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境長 予算計上するのは5年に一度です。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ほかにないようですので、次に、2款3項徴税費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。兎澤委員。

○兎澤委員 71ページの市税の還付金が計上されてますけども、これは例年の還付金の内容なんでしょう。

○金澤委員長 館花政策監。

○館花税務課政策監 兼 課税班長 そのとおりで、例年発生する市税の還付金がおおよそ1,000万円から1,800万円くらいということで、まず令和4年度の実績を参考に計上しております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ほかにないようですので、次に、2款4項戸籍住民基本台帳費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ないようですので、次に、3款民生費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。湯瀬弘充委員。

○湯瀬弘充委員 88ページのコードナンバー0236 高齢者等住宅除排雪支援事業なんですけど、これ毎年何件くらい依頼が来てるのか教えてください。

○金澤委員長 田山班長。

○田山あんしん長寿課副主幹 兼 高齢者支援班長 令和 4 年度は今申請を受け付けしている段階です。令和 3 年度の実績についてご報告させていただきます。

世帯で言いますと 144 世帯。件数で言いますと 164 件。令和 3 年度の実績になります。

○金澤委員長 湯瀬弘充委員。

○湯瀬弘充委員 これって毎年増えてきている感じですかね。

○金澤委員長 田山班長。

○田山あんしん長寿課副主幹 兼 高齢者支援班長 降雪の状況によりますけれども、令和 2 年度、令和 3 年度で比較しますと若干増えております。

○金澤委員長 湯瀬弘充委員。

○湯瀬弘充委員 これ予算的には毎年計上しているのに間に合ってるくらいなんですか。

○金澤委員長 田山班長。

○田山あんしん長寿課副主幹 兼 高齢者支援班長 こちらも降雪の状況によりますが、不足が見込まれる場合には補正予算で対応しております。

今年度も 30 万円ほど増額補正させていただいておりましたが、今年は足りる予定です。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 まずですね、民生費の総額なんですけど、とりあえずここ 6 年ぐらいのところですけども 57 億 6,000 万円くらいで、昨年は 58 億円ということで、そんなに変化はないんですけども、これやっぱり必要経費で全部このくらいは必要だということなんではないでしょうか。

○金澤委員長 黒澤部長。

○黒澤健康福祉部長 民生費ですけども、やはり生活に密着した支援、扶助費とかが主なものになっているので、必要経費の積算によってこのような状況となっております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 これは何か新しい事業をやるというよりもなんたって必要な経費としての計上なのでということで、57 億円は必要だという考え方でいいわけですね。

○金澤委員長 黒澤部長。

○黒澤健康福祉部長 事業もあります。例えば高齢者の生きがいくりに関する事業など、事業に要する費用も要求しておりますけれども、扶助費や支援費などがほとんどとなっております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 次にですね、99 ページなんですけど、生活保護費の実態について確認したいんですけど、10 年以上なると年金もらえるような状況なんだけども、そうすると実際は満額は、というか全く

生活保護満額受けている方とはちょっと違うと思うんだけど、こういうふうには年金と生活保護費とっていう方って実態として何人ぐらいいらっしゃるのか分かりますか。

○金澤委員長 大里班長。

○大里福祉総務課副主幹 兼 保護班長 そこまでの資料を持ち合わせていないんですけども、高齢者世帯が6割くらい占めておりますので、その6割と、あと障がい者世帯が1割くらいありますので7割くらいではないかなと思われま。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 さっき言った308名の中にこの人方も入っているという考え方でよろしいでしょうか。

○金澤委員長 大里班長。

○大里福祉総務課副主幹 兼 保護班長 入っております、その平均でとっております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 実は私、たまたま呼ばれて行って、お話を聞いた方がですね、やっぱり年金だけでは暮らしていけなくて、生活保護も受けてるんだっていう話はされたんですけど、このとおりに灯油代は高い、電気代は高いっていうことで、なんとかなんねんだべかっていう話をされたんですけども、いや、おめ方ばりのあれは容易でねってはいしゃべったけども、実際生活大変な状況です。

まあ、昨年灯油代とか何とかかんとかで、補助金は出しているの、これからはちょっとなっていうこととお話はしてきたんですが、やっぱり生活は大変な状況です。

それで、ちょっと気になったのが金額的に、保護費だけの方って8万3,000円とか4,000円とかってこう金額高いんですけど、年金と保護ともらっている人方って、実際金額聞いたら6万なんぼとかって、あの年金の満額のところで止めているような感じがしたんですけどの、その辺は何か通達とか来ててそうなるんですか。

○金澤委員長 大里班長。

○大里福祉総務課副主幹 兼 保護班長 生活保護費ですけども、国の基準で決まっております。同一世帯でも、年金がある方ですとそこで調整されるということになりますので、どうしてもそれは国の基準で決まっておりますので、それに従って運用しております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 例えばその人が8万なんぼって生活保護費の満額の分から年金引いてもらってるのであれば私もああそうかって思ったんですけども、何か聞いたら、年金の満額くらいの金額で止められているような感じに受けたので、6万何がしかトータルでないよっていう話されたんですけども、それは間違いですか。私聞き違いしたべか。

○金澤委員長 大里班長。

○大里福祉総務課副主幹 兼 保護班長 保護費が年齢だとか、世帯構成だとかによって算出するんですけども、その中で収入があると、やはりその分を引いて、差額を支給するという制度ですので、どうしてもその中でやりくりしていただくということになります。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 今私が聞いているのは、上限はどこで設定しているのかっていうことを聞きたいんです。

○金澤委員長 大里班長。

○大里福祉総務課副主幹 兼 保護班長 上限は国で決められた額です。そのため、それぞれ人によって違うという。世帯構成や年齢などによって違うということです。

○金澤委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 生活保護のほうですけども、先ほど大里が説明したようにそれぞれの家庭で額は変わりますけれども、最低生活費というものを算定しまして、それに満たない分を生活保護費として支給する形になります。ですので、年金を一部もらっている方であれば、その最低生活費からもらっている年金の額を引いて、残りの足りない分を保護費として支給するという形です。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 確かにそれは分かるんですけども、じゃあその最低生活の設定をどこの——例えば一人の人であればなんぼに、8万円なのか6万円なのかっていうところっていうのは、要するに個別に判断するしかないって考え方ですか。

○金澤委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 最低生活費はその方の年齢とか家族構成、あと障がいの有無などで個々に金額が変わってきますので、受給者の個別のケースでそれぞれ算定することになっております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 じゃあ個別に対応したいと思います。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ほかにないようですので、次に、4款1項保健衛生費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。浅石委員。

○浅石副委員長 102ページが一番上なんですけども、医学生修学資金貸付金ってことでずっとやってるんですけども、この制度は当初から変わらずに、例えば、鹿角市内に就職すれば返さなくても

いいっていうのは当初から変わってないんですか。

○金澤委員長 阿部政策監。

○阿部福祉総務課政策監 兼 総務企画班長 こちらの制度は当初から同様で、医学部を卒業して医師免許取得後、初期研修というものを受けるんですけども、それから10年以内に鹿角市に勤務すれば、返還を免除されるという点で変わりはありません。

○金澤委員長 浅石委員。

○浅石副委員長 その制度最初から聞いて、これは医者を増やすために良い制度だなと思ってましたけども、このお金を借りて該当者っていうか、まだ医者になった人はいないんですよね。

この制度を始めてから、お金を借りて、医者になって勤務している実績はまだないんですよね。

○金澤委員長 阿部政策監。

○阿部福祉総務課政策監 兼 総務企画班長 この制度が始まってから、医学部を卒業して医師になった方は、現在6名おりますが、その6人が全て初期研修の最中で、まだいらっしゃるのは時間がかかると思います。

○金澤委員長 浅石委員。

○浅石副委員長 こんなこと聞くのは変なんですけども、本当に来るんでしょうね。

○金澤委員長 阿部政策監。

○阿部福祉総務課政策監 兼 総務企画班長 日ごろからお医者さんたちとは連絡を取り合って、現在の研修の状況とか、希望する診療科とか鹿角の医療環境などは情報交換をしながら来ていただけるように連携を取っております。

○金澤委員長 浅石委員。

○浅石副委員長 逃げられないようにしっかりとお願いします。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 101ページのテレフォン病院24事業の今の現状の実態どういうふうになっているか教えてください。

○金澤委員長 阿部政策監。

○阿部福祉総務課政策監 兼 総務企画班長 こちらは、健康医療・メンタルヘルスに関する電話相談ということで、医師や看護師等の専門スタッフが24時間265日無料で対応しています。

最近ですと、令和2年度が1年間で1,904件、令和3年度が1,511件、令和4年度12月現在が1,003件と若干利用者が少なくなっているように思いますので、新年度は皆さんから利用いただきたいので、マグネット、例えば冷蔵庫なんかには貼るようなマグネットを全世帯分つくって配布した

いと思っているので、気軽に利用していただいて件数を増やしていきたいと考えております。（「はい。分かりました。よろしくお願いします」の声あり）

○金澤委員長 ほかにございませんか。湯瀬誠喜委員。

○湯瀬誠喜委員 これ項目的にはないんですが、かづの厚生病院に対する支援、これ毎年同じような額を支援されていると思うんですが、鹿角市内は厚生病院だけではないわけで、どこの病院も医師確保とか医療器具、そういったことで、これからも大変な思いされていると思うんだけど、それぞれで頑張っていると思うんですが、これってそういう病院とかに対する補助ってというのはこれから考えていただくことはできないんでしょうか。

○金澤委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 かづの厚生病院以外の医療機関への支援というご質問だと思いますけれども、現在あるものとしまして、来月診療開始するクリニックの立ち上げに関する支援がございます。

あと、先ほどから質問がありました、医師就学資金を利用されている修学生の方、勤務先はかづの厚生病院とは限定しておりません。鹿角市内の医療機関ということで制度を整備しておりますので、例えば大湯温泉リハビリ病院とか鹿角中央病院または市内の他の開業医の所で勤務するという場合も該当になるという仕組みにしております。

こういった形で現在のところ支援ができるのかなと考えております。

今後ですけれども、市内の開業のクリニックの先生方、高齢化が進んできておりますので、今後こういったクリニックへのいわゆる医業承継、そういった形についての支援なんかも検討していかなければならないと考えております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。浅石委員。

○浅石副委員長 110 ページなんですけどもPCR検査はまだ残る——5月になれば、2類から5類になるでしょ。そうなった場合に、今までみたいにコロナのワクチンって、今度インフルエンザワクチンと同等の様な考えになっていくもんなんですか。

○金澤委員長 村木専門官。

○村木保健医療専門官 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長 今のご質問は、来年度のコロナワクチンの接種についてだと思いますが、実は昨日、国からの説明がありまして、来年度の接種をどうするかという具体的な説明がありました。

来年度は春に高齢者とか医療従事者を、今のオミクロン株で実施する。そして、秋、9月から12月にかけては、全ての市民を対象に——ワクチンの種類とかそういうものはまだ定まっておりますが、そのワクチンを1回自己負担なくできるっていう方向であります。

国ではいずれ、今のインフルエンザのように2024年度からは——おそらく自己負担は一部あるかもしれませんが、そこを個別医療機関で継続的にできるような体制を見据えて、新年度はそのような方向でいくとの説明がありました。

そういう状況となっております。（「はい。分かりました」の声あり）

○金澤委員長 ほかにございませんか。兎澤委員。

○兎澤委員 すいません、ちょっと項目、該当するかどうかあれなんですけども、コロナ禍の中で病児・病後保育の件でちょっと確認したかったんですが、現状どうなってるのかだけお伺いします。

○金澤委員長 成田政策監。

○成田すこやか子育て課政策監 兼 こども家庭応援班長 コロナの感染者を病児保育でお預かりすることは今現在ございませんので、その分の増加ということは見られておりません。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 では通常の病児・病後保育——まあ、結構な人数、なんて言うの、使っているというか預かっているという感じなんですかね。現状何人ぐらいご利用されていらっしゃるのか。

○金澤委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 病児・病後児の事業の実績ですけれども、令和3年度ですけれども病児については延べ222人、病後児については延べ175人という状況になってございます。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 増減と違ってどんな状況ですか。

○金澤委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 これまで病児保育は200人程度の利用でありました。病後児保育はあまり利用がない状況でしたけれども、昨年度から病後児保育のほうも利用が増えておりまして、活用していただいております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○金澤委員長 ほかにないようですので、次に、4款2項清掃費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○金澤委員長 ないようですので、次に、7款1項3目消費者行政推進費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**金澤委員長** ないようですので、次に、10 款教育費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。浅石委員。

○**浅石副委員長** 181 ページなんですけども、一番上の無形文化財担い手育成事業費補助金ってのはこれ新しく出たやつですか。

○**金澤委員長** 安保班長。

○**安保生涯学習課副主幹 兼 文化財振興班長** 無形文化財担い手育成事業費補助金について説明いたします。今年度まで大日堂舞楽保存伝承事業費補助金というのがあったんですけども、それを拡充しまして、ユネスコ無形文化遺産登録となりました、毛馬内盆踊りや花輪祭の屋台行事も含めて、その3 団体への補助と合わせて、県・市指定の無形民俗文化財団体 18 団体、計 21 団体に対しての担い手育成をする際の補助を行うという内容になっております。

○**金澤委員長** 浅石委員。

○**浅石副委員長** ということは、今までのような補助金の使い方は駄目だったこと。担い手っていうのに限定されると、育成だけのためにしか使えなくなるという考え方なんですか。

○**金澤委員長** 安保班長。

○**安保生涯学習課副主幹 兼 文化財振興班長** 説明が足りなくてすみません。

これまでの大日堂舞楽保存伝承事業費補助金の中身はそのまま継承しておりまして、ユネスコ無形文化遺産登録の3 団体につきましては、その担い手育成事業のほかに、用具や衣装の購入、それから修理等も対象可能としておりまして、補助率は2 分の1 で、上限を各団体 20 万円としております。

それと県・市指定のほかの無形民俗文化財団体につきましては、こちらは担い手育成事業費のみを対象としておりまして、そちらの上限は5 万円で、補助率は3 分の2 としておりまして、ユネスコの登録団体とそれ以外の無形民俗文化財の団体と内容を分けての補助となっております。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。兎澤委員。

○**兎澤委員** まずですね、教育費自体が昨年から見ると8 億7,000 万円ばかり増えてるのですが、この要因を教えてください。

○**金澤委員長** 渡部次長。

○**渡部教育次長 兼 総務学事課長** 教育費の増加要因ですが、主にハード整備事業となっております。十和田図書館の整備事業、それから総合競技場の公認更新整備事業、それと大湯ストーンサークル館のエアコンの改修事業の3 つが大きなハード事業となっております。これを要因に増えています。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 それぞれ金額をちょっと。

○金澤委員長 大里部長。

○大里教育部長 図書館については2年間ですが、初年度については2億円と……(「2億」の声あり)はい。競技場については5億円と……(「5億」の声あり)大まかにですね。5億円。それから、ストーンサークル館については約1億円というような形で8億円という数字になっております。(「分かりました」の声あり)

○金澤委員長 よろしいですか。兎澤委員。

○兎澤委員 結構伸び率が激しいので、こう一つ一つ分けてやれば良いんだべども、いきなり増えた。この教育費がほとんど、なんて言うの、昨年から今年の予算、今年から来年の予算の増えた分ってほとんどこれですよ。多分そうだと思う。

ということは市の財政をみんな持っていってるという考え方をしてもおかしくないのでは。そうでもないか。まずいい。

でも、やっぱり計画的にもっとやるべきではないかなというのを少し感じるんですよ。その辺はどういうふうに考えて。これいきなり出したのか。

○金澤委員長 渡部次長。

○渡部教育次長 兼 総務学事課長 今回の十和田図書館の整備事業、それから総合競技場の公認更新事業につきましては、実施計画のほうに登載された事業でありまして、当然、市の財政見通しのほうにも入って進めている事業であります。

また、十和田図書館の事業、それから公認更新の事業ですが、公認更新のほうにつきましては、t o t oからの1億円の財源を見込んでいるほか、過疎債を充当する予定としておりますので、過疎債は有利な財源として、7割が交付税算入されますので、そういった財政負担も見込みながら事業を進めているところであります。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 こうやって過去5年間の——5年じゃないな、28年からだから結構なあれなんですけど、一覧にしてこう私見てるんですけど、教育費だけがあまり突出しているのちょっと気になったんですよ。

まあ今までも整備はちゃんとやってるんだとは思っただけども、やっぱり市の全体のトータルとしてのインフラの整備も計画的にやっていく必要があると思うけども、あまり急にぼんと突出するような感じだと、やっぱりそこどうしても市民への負担もまた出てくると思うので、そのへん

もうちょっと計画的にお願いできればなという思いでお話ししました。いかがでしょうか。

○金澤委員長 大里部長。

○大里教育部長 市全体のそういったハード整備も含めまして、政策企画課のほうで総合的に調整をして年次での実施ということになったというふうにご理解いただければというふうに思います。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 171 ページのですね、小学校就学援助事業、まあ、先日一般質問でもあったかなと思うんですが、かばんとかそういうのの補助なんでしょうけども、これ対象の人数ってどのぐらいを見込んでいるんでしょうか。

○金澤委員長 鈴木班長。

○鈴木総務学事課副主幹 兼 学事指導班長 こちらなんですけれども、新入学児童生徒分としまして、児童 30 名、生徒 30 名を見込んでおります。（「はい。分かりました。ありがとうございます」の声あり）

○金澤委員長 ほかにございませんか。浅石委員。

○浅石副委員長 184 ページの先ほどの説明で、ストーンサークル館が世界遺産になったってことで、案内人ですか、共動パートナー事業委託費ってことで、その案内人ってのは今でもボランティアでやってるものですか。

○金澤委員長 花海館長。

○花海大湯ストーンサークル館長 ガイド自体はお客さんに対しては無料ですけども、このパートナー委託料で 1 回幾らという形でお支払いしてます。

○金澤委員長 浅石委員。

○浅石副委員長 2 種類あるってことですか。

○花海大湯ストーンサークル館長 共動パートナーは窓口業務とガイド業務と 2 種類ありまして、それによって金額が違ってきます。

○金澤委員長 ほかにございませんか。湯瀬誠喜委員。

○湯瀬誠喜委員 ちょっとスクールバスについて伺います。

現在スクールバスって、ある程度遠方の方の利用に限るっていう状況だと思います。あまり近くの方は利用しないと、そういう状況だと思うんですが、ちょっと見直してということにはできないんでしょうか。

と言いますのは、大湯地区の中通地区なんですけど、今まで大湯小学校の——なんて言うんだ、管内って言いますかね、なのでバスによる送迎っていうのはなかったんですけど、小坂小学校と統合に

なってから小坂から大湯小学校まではスクールバス出てますよね。（「小坂でなく」の声あり）草木です。すみません。草木から大湯小学校まではスクールバス出てますよね。

それで、その中通地区っていうのは今も多分現在出てないと思うんですが、そこも利用できる範囲に入れていただくことはできないのかということです。そういう検討ってしていただけるものなんでしょうか。

○金澤委員長 鈴木班長。

○鈴木総務学事課副主幹 兼 学事指導班長 スクールバスの配車につきましては、現在距離と公共交通機関がない所等を考慮してスクールバスを配車しております。大湯の中通につきましては、路線バスのほうが利用できるかと思えます。距離で言いますと片道の通学距離が 2 キロを超える場合、定期の購入補助の対象となりますのでそちらのほうをご利用いただければと思います。

○金澤委員長 湯瀬誠喜委員。

○湯瀬誠喜委員 小学生に路線バスで通学しろというようなことですか。

どっちみち草木から行くわけですので、通り道ではあると思うんですね。どういう経路で学校まで行っているのか分かりませんが、草木から通り道なのでそういうことできないのかなっていう考えもあるんですが。

あそこ、皆さん分かりますとおりバスを利用すれば良いんだろうけども、歩いて通学っていうことになると、やっぱり親御さんの経済的なものもあるだろうし、時間的なものもあるだろうし、いつもいつもバスっていかないときもあると思うんですね。その際歩いて行くとなると、あそこよく熊出るので。そういう危険性もあるのでね。親御さん本当心配してるんですよ。そういうふうなことで、まあ、距離的などこあるかもしれないんですが、多少ちょっと見直しかけてもらっても良いんじゃないのかなというふうに思うんですが、やっぱり駄目なんですか。

○金澤委員長 鈴木班長。

○鈴木総務学事課副主幹 兼 学事指導班長 現在、草木方面から 14 人乗りのスクールバスを 2 台配車しております。こちらは草木方面の子たちが乗車しておりますけれども、そのほか例えば準遠距離地区に該当する児童が乗車した場合、乗車しきれない現状がございまして、もう 1 台バスの配車を検討するということになりますので、基準を変えることについては慎重に判断する必要があると思っております。

○金澤委員長 湯瀬誠喜委員。

○湯瀬誠喜委員 早めに検討していただいて。4 月からの通学に間に合うように、ぜひ何とかお願いいたします。

○金澤委員長 渡部次長。

○渡部教育次長 兼 総務学事課長 補足します。ほかの地区ももちろん今の基準にのっとってやっております。

草木からのバスについては、草木小との統合の絡みもありましたので、そういった対応の中で出しているというのがあります。

先ほど言ったように、まずは、公共交通路線に重複しないようにスクールバスを配車するというのが一つの基準となっていますので、そこをご理解いただいて、公共交通機関が通っている所についてはそちらのほうをできるだけ利用してもらおうということで。

この基準を崩してしまうと、いろんなところに影響が出てしまいますので、そこだけを捉えられてご要望いただくというのも、基準を崩すわけにはいきませんので、何とかご理解いただきたいと思います。（「諦めなさい」の声あり）

○金澤委員長 ほかにございませんか。兎澤委員。

○兎澤委員 179 ページのかづの人財発掘事業って 0236 あるんですが、この人財ってどっから発掘して、市内の方を対象としているのか、それとも市外市内関係なく対象としているのか。

それと、何を目的とした人材なのか、その辺教えてください。

○金澤委員長 村木班長。

○村木生涯学習課副主幹 兼 社会教育班長 かづの人財発掘事業ですけれども、来年度は二本立てで事業を考えておりますが、いずれも対象は鹿角市民というふうに考えております。

1つ目のほうはこれまでどおり、講座に市民の方に参加していただくものですが、来年度はテーマを情報発信というふうに定めておまして、市民の方々が情報発信するときには使えるスキルややり方、あとはインフルエンサーのような方々を講師に招いて、情報発信の効率的なやり方を学んでいただく講座です。

もう1つは午前中、課長もご説明いたしましたが、わけもの塾というものを来年度新たに起こすことを想定しておりますけれども、鹿角市民の方で、自ら若者と感じている方、大体50歳くらいと想定しておりますが、自分で若者というふうに思っている方も参加いただくことももちろん構わないですけれども、何か地域のために活動したい、行動を起こしたいという方に集まっていたら、どんなことができるかをお話をさせていただく場を提供する。年に3回程度、お話し合いの場を設定しまして、その話し合いの中で、こんなことができるのではないかというようなアイデア出しをしていくようなことを想定しております。

ぜひ議員の皆さまも若者として参加いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 要はいろんな人から意見を伺って、それをどこに活用させるかというのは。要は例えば新たに事業をつくるとか、そういうのに活用していくということなのではないでしょうか。

○金澤委員長 村木班長。

○村木生涯学習課副主幹 兼 社会教育班長 市で何か事業をとということもそうですが、集まった市民のわけもの塾に参加した方々が、自分たちで何かできるのではないかというアイデア出しをするような場を考えております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 じゃあ、これは個人、企業関係なく、あらゆる市内の市民の中から参加させるというか参加していただくという形で捉えてよろしいですね。

○金澤委員長 村木班長。

○村木生涯学習課副主幹 兼 社会教育班長 はい。そのとおりです。（「はい。分かりました」の声あり）

○金澤委員長 ほかにございませんか。湯瀬弘充委員。

○湯瀬弘充委員 181 ページの 0540 の歴史民俗資料館とですね、次のページの 0550 先人顕彰館、合わせて伺いたいんですけども、これ年間の来客数どれくらい来て、年齢層的にどれくらいの年齢層が多いのかお伺いいたします。

○金澤委員長 安保班長。

○安保生涯学習課副主幹 兼 文化財振興班長 利用者数につきましては、先人顕彰館で 2 月末現在で 1,208 名の利用になっております。同じく歴史民俗資料館で 2 月末で 2,533 名にご利用いただいております。

年齢につきましては、そちらの資料はそろえておりませんので申し訳ございません。

○金澤委員長 湯瀬弘充委員。

○湯瀬弘充委員 まず年齢知りたかったのが、その何だろーな、需要がある層っていうかそういうのを知りたくて。これから結局いつまで——ずっとこれを保存して、その施設でやっていきたいのか。

また、中にある物を大事にしたいのか、ちょっとその点が違ってくると思うんですけど。

結局若い層、これから——まあ言っているのかどうか分からないですけど、若い人あまり興味ないと思うんですよ。その層に残った場合にその時にどうするかって今後どんどんなっていくので。

そういう長い目を考えてこれからどうするのかっていうビジョンっていうのあるんですかね。

○金澤委員長 安保班長。

○**安保生涯学習課副主幹 兼 文化財振興班長** 先人顕彰館では、鹿角市の先人を学ぶ場所として紹介している施設になります。

今年度につきましても、小中学校の利用が4つの学校。昨年度も同程度の利用をいただいております。

歴史民俗資料館につきましても、特に花輪小学校が近いので多いんですけども、市内の小中学校から来ていただいて、歴史、文化を学んでいただいている施設ですので、今後も管理していきたいと考えております。

○**金澤委員長** 古田課長。

○**古田生涯学習課長** 少し答弁に補足をさせていただきたいと思っておりますけども、まず来館される方の年代につきましては、やはり鹿角市の人口構造に比例してということもあるんでしょうけれども、やはり年齢の高い方のほうが利用が多い状況であるというふうに捉えております。

これからの館の在り方のビジョンということになりますけれども、やはり鹿角市は先人の方ですとか、歴史、文化大変すごい文化でありまして、それは皆さんの共通認識としてあると思っておりますけれども、鹿角市がこれから生き残っていくためには、ほかの地域とは違う、あるいは都会のように密集した地域とは違う価値というものを積み重ねていかなければ、これからの時代、鹿角市が鹿角市であるために生き残っていくというところの一つの大きな地域性、価値でありますので、これを残していくためには、こういった文化、歴史を伝えて、後世につないでいくというのが必要でありますので——もちろん若い人にもどんどん参画していただいて、次の世代につなげていくということも必要ですし、そういう大事な施設だと思っておりますので、これからも継続して運営していきたいというふうに考えております。

○**金澤委員長** 湯瀬弘充委員。

○**湯瀬弘充委員** まずその歴史を伝えていく、思いを伝えていくっていうのは十分分かってるんですけども、結局その建物はそこじゃないといけないのかっていうのがあって、その歴史を伝えるものを——まあ、結局言いたいことは、どっかに集約できないかってことなんですけども。

そういう未来的な考えもあるのかなということも聞きたいです。

○**金澤委員長** 古田課長。

○**古田生涯学習課長** 歴史民俗資料館については、建物自体が文化財でありますので、これはどこかに移すというような考えはありません。

先人顕彰館につきましては、耐用年数がまだありますので、今の場所で運営していかなければ耐用年数が来る前に集約化というような考え方というのは、やはり税金の使い方としてはどうなの

かなとなりますので、建物があるうちは、しっかりとこの場所で運営していきたいと思っています。

ただ、遠い将来を考えますと、やはり図書館もそうでしたように、公共施設が散在するというの
は、市民にとっても移動する距離が増えますし、サービスの的にも効率的ではありませんので、それ
をもっと長い長期的な視野の下で、公共施設の在り方は集約していく方向にあるというふうに考
えています。

○金澤委員長 ほかにございませんか。湯瀬誠喜委員。

○湯瀬誠喜委員 ストーンサークルについて伺います。

184 ページ、一番下の 0110 出土文化財管理センター管理費とあるんですが、この出土文化財管
理センターっていうのは、どの建物なんですか。

○金澤委員長 花海館長。

○花海大湯ストーンサークル館長 史跡の入り口の四角い白い建物になります。（「入り口」の声あ
り）ストーンサークル館があつて、駐車場がありまして、本当の遺跡の入り口の——ちょっと今森
に隠れてますけれども。

○金澤委員長 湯瀬誠喜委員。

○湯瀬誠喜委員 駐車場まっすぐ行って左のっていうこと。分かりました。

実際、その管理センターっていうか、その建物っていうのは、今現在どのような形で何か中に入っ
てるんですか。

○金澤委員長 花海館長。

○花海大湯ストーンサークル館長 あの中に、ストーンサークル館に展示されていない大湯環状列
石のほとんどの物が、あとほかの遺跡から出た遺物の保管に使われています。

○金澤委員長 湯瀬誠喜委員。

○湯瀬誠喜委員 分かりました。なかなか中のほう見たことないので何やってるかなって。

実際建物を周りから見るともったいないような気がして。やっぱり何か——これからもちろん
観光客なんかも来るんだろうから、何かの形で使えないのかな、展示館でもいいですし。何かの形
で使えないのかなというふうに思うんですが。

○金澤委員長 花海館長。

○花海大湯ストーンサークル館長 以前はあそこが展示のメインだったんですけども、ストーンサ
ークル館ができる前は。あそこで調査した後の整理作業をやっておりまして。

昔、発掘用品を収めた小屋があつたんですけども、それがなくなったので、今半分はそちらの倉
庫みたいな形なってますけども、やはり湯瀬委員が言うように、場所も入り口ですし、ほかの遺物

もたくさんありますので、そういった展示をできるように今後整理していきたいと思っております。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ほかにないようですので、次に、11 款 3 項文教施設災害復旧費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 29 号中、当常任委員会所管の予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第 29 号中、当常任委員会所管の一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 30 号令和 5 年度鹿角市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。花ノ木次長。

○**花ノ木市民部次長 兼 市民課長** それでは 208 ページをご覧ください。

議案第 30 号令和 5 年度鹿角市国民健康保険事業特別会計予算について説明いたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31 億 5,146 万 3,000 円で前年度比 1 億 1,181 万 9,000 円、3.4%の減となっております。

215 ページをご覧ください。

初めに歳入ですが、1 款国民健康保険税は、税率改定及び被保険者数の減少により、4 億 3,126 万円で前年度比 7,396 万 8,000 円の減となっております。

216 ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金は、療養給付費等の支出に対する普通交付金と、収納率向上や医療費の適正化など保険者としての取組に対する特別交付金ですが、被保険者数の減少や、令和 4 年 4 月から稼働した、市町村事務処理標準システムの構築の完了により、前年度比 7,281 万 4,000 円の減となっております。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、国保事業の基盤安定に係る国・県・市の負担分のほか、事務費

等を繰り入れるもので、全て法定繰入れ分となりますが、前年度比 2,385 万 1,000 円の減となっております。

217 ページをご覧ください。

6 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金は、税率改定に係る繰入金の増額により、前年度比 5,895 万 9,000 円の増となっております。

219 ページをご覧ください。

続いて歳出ですが、1 款総務費は、事務経費や国保連合会に対する負担金、賦課徴収に係る経費等ですが、1 項 1 目一般管理費は、説明欄の下段、システム改修委託料として、実績報告書や調整交付金交付申請書の作成に係る専用システムの構築に要する 228 万 8,000 円を計上するなど、前年度比 150 万 8,000 円の増となっております。

222 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、被保険者数の減少と、一人当たり医療費の過去 3 年の伸び率から給付費を算出し、前年度比 5,334 万 8,000 円の減となっております。

223 ページをご覧ください。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費につきましても、同様に、前年度比 4,430 万 9,000 円の減となっております。

224 ページをご覧ください。

3 項 1 目出産育児一時金 600 万円は 1 件当たり 50 万円で 12 件分を見込んでおります。

4 項 1 目葬祭費 350 万円は 1 件当たり 5 万円で 70 件分を見込んでおります。

225 ページをご覧ください。

6 項傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症の感染等により、働くことができなかつた方を対象に支給するものですが、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行することに伴い、令和 5 年 5 月 7 日までに感染した方が対象となります。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費納付金から、226 ページの 3 項介護納付金までは、国保の財政運営主体である秋田県へ支払う納付金ですが、被保険者数の減少などにより、前年度比 2,139 万円の減となっております。

226 ページの下段、5 款 1 項 1 目保健衛生普及費は、健康教育活動、健康意識啓発、脳血管疾患対策等の事業に係るものですが、227 ページの説明欄上段の、データヘルス計画等策定業務委託料 522 万 5,000 円は、令和 6 年度から 11 年度までを計画期間とする第 3 期国民健康保険事業実施計画、と第 4 期特定健康診査等実施計画を策定するものです。

その下のポリファーマシー対策事業委託料 230 万 1,000 円は、重複多剤服薬者対策として、新たに実施するもので、かかりつけ医や薬局による相談サポートを行うものです。

コード 0221 健康意識啓発事業の健康セミナー開催委託料 70 万円は、生活習慣の改善に向けた意識改革と動機づけを図る健康セミナーを新たに開催するものです。

228 ページをご覧ください。

2 項 1 目特定健康診査等事業費の説明欄、コード 0110 特定保健指導事業の保健指導委託料 72 万 3,000 円は、受診機会の拡充を図るため、新たにオンラインによる保健指導を実施するものです。

以上で議案第 30 号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** 3年4年前、ずっと金額上げて、先ほど被保険者の減少によるというお話がありました、1年間にどれくらいずつ減っている現状にあるのか教えてください。

○**金澤委員長** 丸岡班長。

○**丸岡市民課副主幹 兼 国保医療班長** おおよそ 200 人ずつくらいというふうに見ております。
(「200 人くらい」の声あり) まず団塊の世代が抜けるということで、その層がここ数年 300 人から 400 人くらいの範囲で毎年抜けている状況にありますので。新たに加入した方を加えまして、差引きしますと、おおよそ 200 人程度で近年推移しています。

○**金澤委員長** 兎澤委員。

○**兎澤委員** 今後の見通しについて、まあ 2025 年から以降も踏まえた上で、今後の見通しはどういうふうにお考えなっていますか。

○**金澤委員長** 丸岡班長。

○**丸岡市民課副主幹 兼 国保医療班長** 2025 年度であります令和 7 年度が、恐らく脱退のピークと捉えておりまして、先ほどの人数の規模かなと思っております。

令和 8 年度以降につきましては、ある程度そこから比較しますと、緩やかに推移していくものと捉えております。

○**金澤委員長** 兎澤委員。

○**兎澤委員** まあ、国全体でやっているものから、なくなるってことはないんでしょうけども、徐々にそういうふうに全国的に被保険者が減っていくとなると、維持するのが非常に難しくなるんでないかって私なんかは勝手に心配してるんですけども、その辺はどういうふうにお考えですか。

○金澤委員長 丸岡班長。

○丸岡市民課副主幹 兼 国保医療班長 国のほうでは、平成 30 年度に国保改革と呼ばれる大規模な改革を行いまして、県が保険者に新たに加入して保険給付が急に増えた際に、きちんと担保できるような体制を整えております。いずれ現時点で安定的に運営されているという国の認識もございまして、当面この状況で運営されていくものと考えております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。浅石委員。

○浅石副委員長 言葉が分からないので教えてください。227 のページのポリファーマシー対策事業、ポリファーマシーって多剤服用者ってことですか。

○金澤委員長 丸岡班長。

○丸岡市民課副主幹 兼 国保医療班長 服薬通知事業ということで、重複多剤ということで薬の飲んでる数が多い方とか、あと何か所も掛け持ちをしていて、実はそれが飲み合わせ的には危険な飲み合わせで、実は知らずに飲んでいる場合とかございます。そういう際に、同じかかりつけの薬剤師さんがいる場合については、きちんと薬剤師さんが指導していただくわけなんですけども、いわゆる門前薬局ということで、何か所も——この病院にはこの薬局、あっちの病院にはあっちの薬局みたいに別々でやっている場合については、それが管理できてないケースがございまして、その部分が医療費の圧迫につながっていくということもございます。

あとは、本人の飲み合わせによる、逆に具合が悪くなるようなケースもございまして、その辺につきまして、きちんと調査をした上で薬剤師さんを通じて、指導していただくような体制を来年度実施してみたいと考えております。

○金澤委員長 浅石委員。

○浅石副委員長 そういうふうなのってどうやって確認するんですか。

○金澤委員長 丸岡班長。

○丸岡市民課副主幹 兼 国保医療班長 今想定しておるのは、ある一定の月の医療費を抽出しまして、その際に 1 か月ないし 2 か月なりの期間の薬を飲んでいる状況をデータ分析をして禁忌医薬品とか多剤の関係がある方についてやりたいと考えております。こちらにつきましては、今年度、秋田県後期高齢者医療広域連合のほうで、鹿角市を含めた 4 都市で、モデル事業をしております。

鹿角市につきましては、おおよそ 300 名の方がこの対象者ということで抽出されてございまして、実施しております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ほかにないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 30 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第 30 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 31 号令和 5 年度鹿角市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。花ノ木次長。

○**花ノ木市民部次長 兼 市民課長** 239 ページをご覧ください。

議案第 31 号令和 5 年度鹿角市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 5,554 万 3000 円で、前年度比 582 万 2,000 円、1.3%の増となっております。

245 ページをご覧ください。

初めに歳入ですが、1 款後期高齢者医療保険料は、主に団塊の世代の加入による被保険者数の増加により、前年度比 324 万 4,000 円の増となっております。

3 款 1 項一般会計繰入金は、1 目の人件費等に係る事務費繰入金と、2 目の低所得者の保険料軽減分の補填として、県が 4 分の 3、市が 4 分の 1 を負担する保険基盤安定繰入金です。

248 ページをお願いします。

次に歳出ですが、1 款 1 項 1 目一般管理費は、職員の人件費、一般事務経費に係る経費ですが、コード 0105 一般管理費の庁用備品購入費 134 万 4,000 円は、令和 6 年度からの後期高齢者医療標準システム移行に向けた窓口端末を更新するものです。

249 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料分となる保険料負担分と、歳入の保険基盤安定繰入金に係る保険基盤安定分で、前年度比 337 万 9,000 円の増となっております。

以上で議案第 31 号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 31 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第 31 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 32 号令和 5 年度鹿角市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。成田課長。

○**成田あんしん長寿課長** 257 ページをお開き願います。

議案第 32 号令和 5 年度鹿角市介護保険事業特別会計予算について説明します。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、50 億 2,962 万 9,000 円で、前年度と比較して 9,977 万 9,000 円、2.0%の増となっております。主な要因は、介護報酬改定に伴う介護職員等ベースアップ等支援加算により、各給付費が増加したことによるものです。

第 2 条は、予算の流用について定めております。

続いて、歳入歳出予算の主な内容について説明します。

263 ページをお願いします。

はじめに、歳入です。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、65 歳以上の方の保険料となります。被保険者数は、特別徴収と普通徴収を合わせて、前年度より 38 人少ない 1 万 1,830 人と推計し、予算額は前年度比 472 万 3,000 円、0.5%の減で計上しております。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金は、前年度比 1,762 万 2,000 円、2.1%の増で、国の負担分として、施設等給付費の 15%相当分、その他給付費は 20%相当分を計上しております。

2 項 1 目調整交付金は、国からの交付金で、介護給付費総額の 7.8%相当分を計上しております。

264 ページをお願いします。

2 項 2 目から 6 目までは、いずれも国から交付されるもので、2 目と 3 目は介護予防・日常生活支援総合事業費分として、4 目は包括的支援事業・任意事業費分として、それぞれの負担割合で計上しております。

5 目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等の取組について、保険者の達成状況に応じて交付されるものです。

6 目保険者努力支援交付金も同様に、介護予防・健康づくり等の取組に対し交付されるものです。

4 款支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者に係る保険料として、社会保険診

療報酬支払基金から交付されるものです。

265 ページをお願いします。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金は、前年度比 1,273 万 8,000 円、1.9%の増で、県の負担分として、施設等給付費の 17.5%相当分、その他給付費は 12.5%相当分を計上しております。

2 項 1 目と 2 目の地域支援事業交付金は、県の負担分として、それぞれの負担割合で計上しております。

7 款 1 項一般会計繰入金は、各事業費に対する市の負担分をそれぞれ繰り入れるものです。

266 ページをお願いします。

2 項基金繰入金は、保険給付費の財源として、介護給付費準備基金から繰り入れるものです。

268 ページをお願いします。

続いて、歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、前年度から 817 万 6,000 円の減となっておりますが、その要因は、令和 4 年度で計上した第 9 期鹿角市高齢者計画・介護保険事業計画策定に係る業務委託料と車両購入費の減によるものです。

269 ページをお願いします。

3 項 1 目介護認定審査会等費では、審査会の委員定数の見直しに伴い、委員報酬を 18 人分から 15 人分に減らしております。

270 ページから 271 ページになりますが、2 款 1 項介護サービス等諸費は、要介護認定 1 から 5 までの方を対象にした介護サービスに係る給付費用となります。各給付費において、前年度より増額となった主な要因は、介護職員等のベースアップ等支援加算によるものです。

2 項介護予防サービス等諸費は、要支援 1 と 2 の方を対象にした在宅介護サービスに係る給付費用となります。

272 ページをお願いします。

4 項高額介護サービス等費は、1 か月の利用者負担額が上限を超えた分に対して給付するもので、対象者の増加等に伴い、前年度より 838 万 1,000 円、7.1%の増で見込んでおります。

273 ページをお願いします。

5 項特定入所者介護サービス費は、低所得者の施設入所や短期入所に伴う食事、居住費等の負担を軽減するための経費であります。介護職員等のベースアップ等支援加算により、前年度より増額で見込んでおります。

3 款 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援高齢者等の介護予防として、体力維

持や生きがいづくり等の取組を行っているほか、日常生活を支援するための生活援助ボランティアや配食サービス等の事業を実施しております。

274 ページをお願いします。

2 目一般介護予防事業費のコード 0110 介護予防普及啓発事業では、シルバーリハビリ体操について、気軽にどなたでも取り組めるよう、新たにラジオ放送をスタートし、幅広い世代に向けて、介護予防の必要性と効果を情報発信してまいります。

その下のコード 0115 地域介護予防活動支援事業では、地域生き生きサロンの運営や開設に伴う費用を支援し、高齢者の孤立解消と心身の健康維持につながる交流の場を確保してまいります。

275 ページをお願いします。

2 項 1 目包括的支援事業費ですが、次のページに移りまして、コード 0121 認知症地域支援・ケア向上事業では、認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェやスローショッピング等の取組を通じて、認知症の方やその家族に寄り添い相談支援を行うほか、市民一人一人の認知症に対する理解を深め、地域全体で見守る体制づくりを進めてまいります。

以上で、議案第 32 号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** まあ、介護保険は本当に厳しい状況の中にありますが、こうやって見てると毎年 1 億円ずつ予算が増えてるという現状、先ほど 9,900 何万とかってありましたけども、実際介護に従事する方そのものの人数も少なくなっている現状で、給料上げるためになってことで痛しかゆしで、そうになると保険料も上がるというような悪循環が非常に痛しかゆしだなという感じもあるんですが、今後これをこう、このまま維持していくためについていかに、介護サービスを供給していくためには、だんだん高齢者が多くなって厳しい状況、私見えてるんですが、その辺どのような見通しを持っていますでしょうか。

○**金澤委員長** 田山班長。

○**田山あんしん長寿課副主幹 兼 高齢者支援班長** 介護保険の事業につきましては、3 年ごとに介護保険事業計画を策定しまして、今後の人口推計、それからサービスの利用者見込など 3 か年の計画を立てて、それに基づいて運営を行っております。

今現在は、計画通りに運営が行われておりまして、今の計画期間は 3 年度から 5 年度までですので、6 年度からの計画に向けて、来年度には人口などの推計を立てながら策定していきたいと思っています。それに基づいて国の方針も含めて、計画的に運営を進めてまいります。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 介護の現場の状況と違ってどういうふうな感じですか。

まあ、本当はいろんなサービス受けたいけども、なかなか介護サービスを受けるためのお金も高くなっているとか、そういう状況はないのでしょうかね。どうなんですかね。

○金澤委員長 田山班長。

○田山あんしん長寿課副主幹 兼 高齢者支援班長 介護度によって負担する割合も決まっておりますし、低所得の方に対しては、支援も充足しておりますので、負担がどんどん上がっているということは、現状はないと思います。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 受けたいサービスを、何ていうか、所得が低い方は特にそうなんでしょうけど、私に話ししてくる人は、大体あの、所得が十分ある人は話しに来ないので、どんどん生活が容易でないとか、要は灯油代もないような話までされるぐらいだから、相当厳しい状況で生活している方だとは思いますが、やっぱり介護を受ける、自分が受けたいものがあるにしても、なかなか難しい状況がやっぱりあってですね、受けられないという状況もお話もいただくんですけども、そういう方、例えば施設に入ったものにしても、さっき言ったような年金も少ないしとかいろんな条件が重なってきて、私自身がどうやったらいいか分かんなくなってきたりっていうか、話のアドバイスもできない状況なってる部分もあってですね、もうちょっと明るい見通しができるような——変ですけどね、介護で明るい見通しっていうのもあれなんですけども。

ただ、なんとなく介護に、こう受けてる方々でも、明るい見通しができるような計画っていうか、そういうものにしてもらえたらいいのかなという思いもあるのですが、いかんせん、介護に携わる方も手取りも安いっていうか、非常にそういうところも心が痛むので、私の現状の考えではどうしたらいいのか分かんないというのがまず、実情なんですけども、ただ、なんとかね、少しでもこう、介護受けてる方に手を携えてって言えば変だけでも、なんかそういう寄り添えるような介護ができればいいなとは思ってるんですけども。

これからまた、逆にね、さっきも言っていたとおり、団塊の世代の方々も増えて非常に状況が厳しくなるような状況もあるかと思うんだけども。その辺はあれですかね、例えば見通しとして、あと10年ぐらいしたら介護する人がぐっと減るとかっていう、そういうところにはなるんでしょうかね。どういうふうにご考えてますか。

○金澤委員長 田山班長。

○田山あんしん長寿課副主幹 兼 高齢者支援班長 介護事業者ということでしょうか。（「うん。事

業者っていうか、受ける人も事業者も両方」の声あり)介護保険サービスは、介護を受ける人というよりは、介護をする方の負担を軽減するためにできた制度になっています。

先ほどおっしゃられたように、お金がないからサービスを受けられないということがないように制度のほうも充実しておりますし、生活保護の方が受けられないということもなく、生活保護の方は保護費から介護サービスの負担をすることになっていますので、低所得者の方々も安心して入れるような制度になっております。

今後は、施設に入るというよりは、家庭でできるだけ在宅サービスを使いながら、ご自宅で生活できるような方向性には持っていきたいとは思っておりますが、核家族化が進んでいく中で家族の介護というものがなかなか受けられないということも今後増えてくると思いますので、そういったサービスをこれから検討していかなければならないと考えております。

○**金澤委員長** 兎澤委員。

○**兎澤委員** 実は今、先行きとして在宅は主にやって、施設は増設はしないっていうような国の方針もあって、非常になんていうか施設に入りたくても入れないのが実態になっているようなので、それをやっぱりもうちょっと緩和するとか、何かしら施設を——もちろんデイサービスで利用するなり、短期ショートステイなりはあるんですけども。

まあ、一人暮らしの方もいらっしゃるの、そういう人方のこともやっぱり、実際の現場の在り方みたいなのも含めて、来年度も検討してもらって、しっかり介護保険が使いやすく使えるような形のものをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○**金澤委員長** 田山班長。

○**田山あんしん長寿課副主幹 兼 高齢者支援班長** 正直言いますと高齢者の方々が施設に積極的に入るというよりは、できるだけ自宅にいたいという方のほうが多いように受け止めています。

やっぱり住み慣れた所から離れたくないということで、入所を断る方もいらっしゃいますし、ご家族もやっぱり家で過ごさせてあげたいという思いはあるけれどもやはり負担があるということもありますので、実際に入る方々の意見や思いも聞きながらこれから検討していかなければならないと思います。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**金澤委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 32 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 32 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に 4 陳情第 15 号消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的改正を求める陳情について審査いたします。

それでは委員の皆さんより、ご意見を述べていただきたいと思います。黒澤委員。

○黒澤委員 採択で。

○金澤委員長 採択で。湯瀬誠喜委員。

○湯瀬誠喜委員 やっぱり今の世の中なくなりほしないのかなとは思いますが、こういうのがあって悪いことではないと思いますので、採択をお願いします。

○金澤委員長 浅石委員。

○浅石副委員長 採択をお願いします。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 採択で良いと思います。

○金澤委員長 採択で。湯瀬弘充委員。

○湯瀬弘充委員 同じく採択で良いと思います。

○金澤委員長 それでは、本陳情を採択すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、4 陳情第 15 号は、採択すべきものと決します。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は、終了いたしました。

【その他】

○金澤委員長 次に、その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。村木専門官。

○村木保健医療専門官 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長 その他といたしまして、議会最終日におきまして、補正予算について追加提案を予定しております。

主な内容といたしましては、当初予算について、令和 5 年度に実施する新型コロナウイルスワクチン接種にかかる経費と、すこやか子育て課関連の認定こども園費施設整備事業の施設改修工事費において、公共工事設計労務単価の引上げにより、予算に不足が生じる見込みであります。

また、令和 4 年度の補正予算として、コロナワクチン接種事業関連の債務負担行為の設定と生活

保護費の繰越明許費の追加提案を予定しております。

金額については、現在精査中でありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○金澤委員長 渡部次長。

○渡部教育次長 兼 総務学事課長 定例会最終日におきまして、十和田図書館整備事業について、労務単価の改定などに伴い、工事費に不足が生じる見込みであることから、令和5年度の補正予算として追加提案を予定しております。

整備事業であります、5年度と6年度の2か年の継続費であり、今回補正では6年度の年割額と継続費の総額について、増額変更を見込んでおります。

なお、金額につきましては、現在精査中でありますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ほかにないようですので、その他についてはこれで終わります。

【委員会審査報告書の作成】

○金澤委員長 ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります、私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

【閉会中の審査事件】

○金澤委員長 次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「所管施設の管理運営状況並びに教育行政及び福祉施策の推進について」とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申し出をいたしますのでご了承願います。

【閉 会】

○金澤委員長 以上をもちまして本日予定いたしました事項の協議は全て終了いたしました。

それでは、当局におかれましては、ただいま出されました要望、意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

ただいまの時刻をもって教育民生常任委員会を閉会いたします。なお、月曜日の会議は休会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時59分 閉会